

栃木県信用保証協会の
あらまし

2016



TOCHIGI
GUARANTEE

ごあいさつ

関係機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務に格別のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

当協会の業務内容等につきまして一層の御理解をいただくために、「栃木県信用保証協会のあらまし2016」を作成いたしました。御高覧を賜り、信用保証制度の有効活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

さて、県内の景気は一部に足踏みがみられるものの、持ち直しの動きが続いており、政府が講じてきた経済政策の恩恵を受け、業績向上・改善を果たす企業がある一方で、中小企業・小規模事業者の多くは、人材不足や後継者難、原材料費の上昇等の多様な経営課題を抱えるなど、依然として厳しい経営状況にあり、先行きの懸念を拭えない状況にあります。

当協会といたしましては、県内中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、資金ニーズに即した迅速かつ適切な保証に努めるとともに、地方創生に関する各種施策とも呼応し、創業者や小規模事業者への支援強化に取り組んでいるところです。また、返済緩和先への経営改善支援をはじめ、企業個々のライフステージに応じた経営支援の取り組みを強化するとともに、各種再生スキーム等を活用した抜本的な事業再生支援についても、関係機関の皆様との連携を強化しながら積極的に取り組んでまいります。

今後とも、中小企業金融の円滑化を通じて地域経済活性化のお役に立てるよう業務運営にあたってまいりますので、引き続き皆様の御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年9月

栃木県信用保証協会

会長 伊藤 勤

栃木県信用保証協会のあらまし 2016

Contents

ごあいさつ

栃木県信用保証協会の概要	2
--------------	---

事業概況

平成27年度経営計画の評価	6
決算	19
業務数値	22
取り組み	28

事業計画

第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)	34
平成28年度経営計画	38

信用保証業務

信用補完制度のしくみ	46
信用保証のご利用について	48
主な保証制度および支援メニュー	50
責任共有制度	53

コンプライアンス	54
----------	----

個人情報保護	56
--------	----

※本誌中の金額及び構成比は四捨五入をしているため合計と一致しない場合があります。

栃木県信用保証協会の概要

■プロフィール

設立	昭和24年10月5日
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。(定款第1条)
根拠法律	信用保証協会法
本所所在地	栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号
事業所	本所、足利支所
役員数	91名(非常勤役員を除く)
基本財産	285億8百万円
保証利用企業数	24,146企業
保証債務残高	3,930億91百万円

(平成28年3月31日現在)

■基本理念

私たち栃木県信用保証協会は
明日をひらく中小企業とともに歩み
「信用保証」により
企業の成長と繁栄をサポートし
地域経済の発展につくします

■シンボルマーク

シンボルマークは、当協会の愛称「TOCHIGI GUARANTEE」の頭文字「T」と「G」をモチーフにデザインし、中小企業・金融機関・当協会の三者の成長を表す“トリプルライン”と、三者の信頼関係と相互協力を表す“フューチャーリング”とで構成されており、全体で「TOCHIGI」の頭文字「T」を表現しています。



■ あゆみ

昭和24年	9月16日	財団法人栃木県信用保証協会設立許可
同	10月5日	財団法人栃木県信用保証協会設立
同	10月7日	宇都宮市塙田町にて業務開始
同	25年12月9日	足利市通四丁目に足利支所開設
同	26年6月28日	宇都宮市一条町に事務所移転
同	28年8月10日	信用保証協会法公布施行
同	10月19日	宇都宮市江野町に事務所移転
同	29年3月26日	足利支所閉鎖
同	6月1日	信用保証協会法に基づき栃木県信用保証協会に組織変更
同	38年2月25日	宇都宮市旭町に事務所移転
同	43年3月27日	宇都宮市塙田町に事務所移転
同	56年7月27日	宇都宮市中央三丁目に事務所移転
平成	8年4月1日	シンボルマークを核とするCI導入
同	13年10月10日	足利市南町に足利支所開設
同	21年10月30日	創立60周年記念式典開催



本 所



足利支所

■ イメージキャラクター『ギャランベリー』

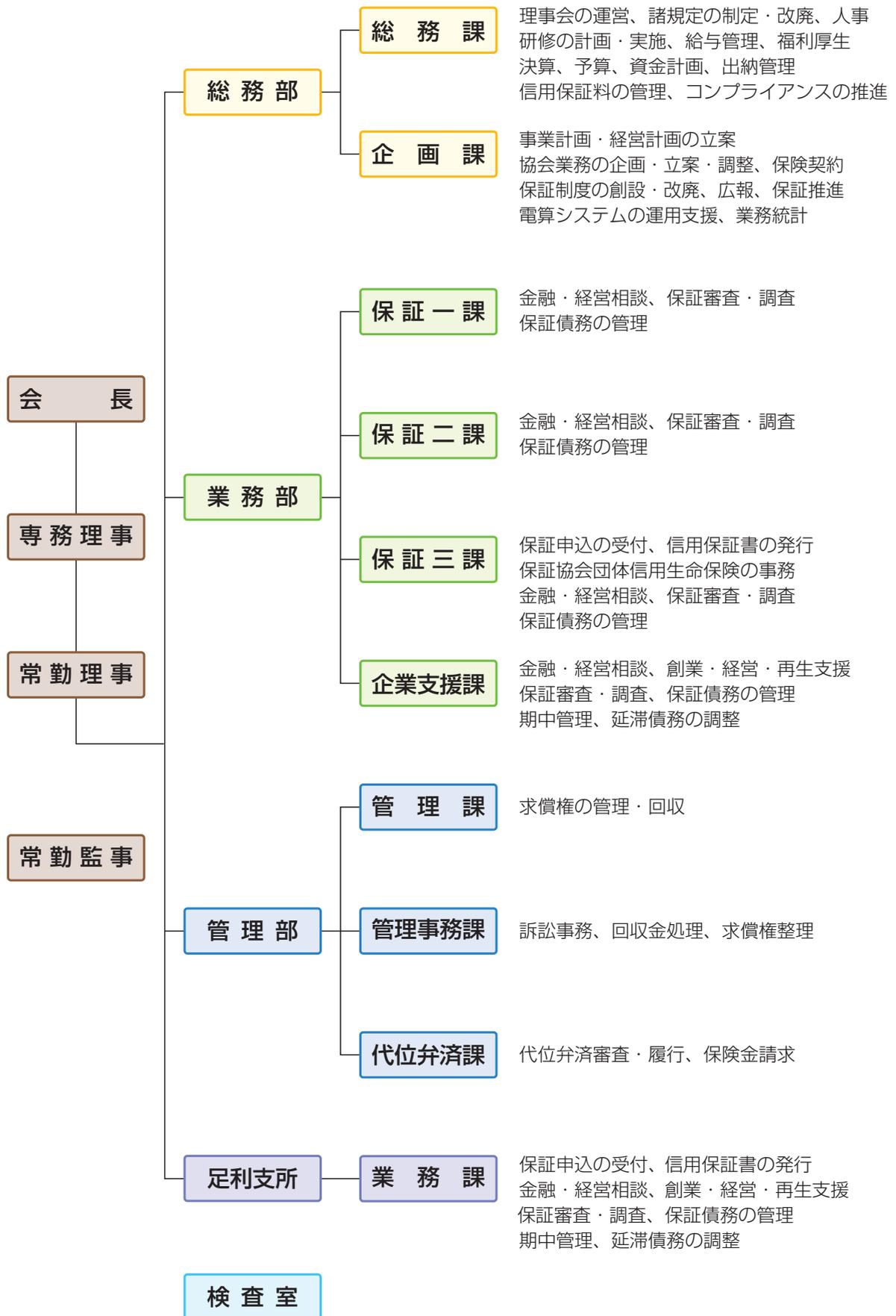
当協会キャラクター『ギャランベリー』は、「いちご」のフレッシュさと「カモシカ」の可愛さを併せ持つ栃木県生まれの生き物で、カモシカもびっくりの俊足で栃木県を駆け回り、頑張る企業のみなさまを応援しています。



プロフィール

生年月日：平成21年10月5日
 出身地：栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号
 栃木県産業会館
 好きな食べ物：栃木県のB級グルメ
 趣味・特技：栃木県の中小企業者を信用保証で応援すること
 性 格：好奇心旺盛で、信用保証を知ってもらうことが何よりの喜び

組織機構図



役員

(平成28年9月1日現在)

	氏 名	備 考
会 長	伊 藤 勤	常勤
専務理事	高 橋 茂	常勤
理 事	五月女 陽 一	常勤
理 事	森 戸 和 美	常勤
理 事	佐 藤 栄 一	栃木県市長会会長
理 事	古 口 達 也	栃木県町村会会長
理 事	北 村 光 弘	栃木県商工会議所連合会会長
理 事	福 田 徳 一	栃木県商工会連合会会長
理 事	渡 邊 秀 夫	栃木県中小企業団体中央会会長
理 事	松 下 正 直	栃木県銀行協会会長
理 事	黒 本 淳之介	栃木銀行頭取
理 事	伏 木 昌 人	栃木県信用金庫協会会長
理 事	塚 田 義 孝	栃木県信用組合協会会長
理 事	新 井 俊 一	栃木県観光物産協会会長
監 事	長 岡 正 典	常勤
監 事	五月女 裕久彦	栃木県議会議長
監 事	星 野 基	公認会計士

お問い合わせ

当協会の概要

事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護

平成27年度経営計画の評価

■自己評価

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

平成27年度の県内経済は、一部に弱さが見られたものの、基調としては持ち直しの動きで推移しました。

個人消費は、夏場の天候不順や台風の影響もあり弱含んで推移していましたが、雇用・所得環境が持続的に回復し、緩やかに持ち直しました。生産活動は、概ね横ばいの動きが続いていましたが、在庫調整の進行等により、緩やかに改善しました。雇用情勢については、有効求人倍率が1.0倍を上回った平成27年3月以降改善基調にあり、平成28年3月には1.12倍となりました。

(2) 中小企業を取り巻く環境

長引くデフレ経済からの脱却を図るために講じられてきた対策の成果が着実に現れてきており、企業収益が過去最高水準となるなど経済の好循環が生まれつつあるなか、業種や地域によってはアベノミクスの恩恵が未だ十分に行き渡っておらず、とりわけ中小企業・小規模事業者においては、人材不足や後継者難、原材料費の上昇等の経営課題を抱える企業や業績改善が進まない企業も多く、景況感には濃淡がみられました。

県内の金融情勢では、超低金利の金融環境下において、金利競争が激化するなか、県内民間金融機関の貸出金残高は前年を上回って推移しました。

一方、県内の企業倒産をみると、件数、負債額ともに前年を下回ったものの、負債総額1億円未満の倒産件数が過半数を超えるなど、倒産件数に占める小規模・零細企業の割合は高く、今後もそうした小規模・零細企業の倒産の増加が懸念されます。加えて、中小企業金融円滑化法の終了後も業績改善が進まず、依然として返済緩和の条件変更を繰り返している企業の動向にも注視する必要があります。

2. 重点課題について

(1) 保証部門

中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、資金ニーズに即した迅速かつ適切な保証に努めるとともに、創業者や小規模事業者への支援を強化することで、国や地方公共団体の地方創生に関する施策を金融面から後押ししました。こうした取り組みを通じて、地域経済の活性化に寄与することができました。

また、保証承諾、保証債務残高が漸減するなか、金融機関等との連携強化により積極的な保証推進に取り組み、新規先等の獲得による保証利用層の拡充や既存利用先の維持に努めました。

1) 企業ニーズに即した適切な保証

① 迅速かつ適切な保証、保証制度の創設及び見直し

- ▶ 保証審査にあたっては、現地調査(実施回数:504回)による代表者等との面談に加え、金融機関からの情報収集により企業実態を捉え、適切な保証に取り組むとともに、迅速な対応に努めました。
- ▶ 中小企業信用保険法の改正により、10月から特定非営利活動法人(NPO法人)が新たに

信用保証の対象として追加されました。取扱開始にあたっては、金融機関及び地方公共団体への周知・調整を図り、資金需要に対しては全件現地調査の実施により、実態把握に努めるなど、きめ細やかな対応に努めました。その結果、9件60百万円の保証承諾を行い、地域経済における新たな事業・雇用の担い手である同法人に対する資金繰りの円滑化に寄与しました。

- ▶ 金融機関との適切なリスク分担を図りながら中小企業の借入枠の拡大に寄与するため、「ハーモニーサポート保証」を新たに創設するとともに、近年利用が減少している既存の提携保証についても、制度の利便性向上に向けて見直しを進めました。今後も引き続き検討を行い、適切な改正を行います。

②多様な資金ニーズへの対応

- ▶ 財務状況や現地調査等により経営実態を捉え、個々の実情に応じて、流動資産を有効活用する「流動資産担保融資保証」、安定した長期資金の調達を支援する「中小企業特定社債保証」、調達コストを抑えられる地公体制度融資など、事前照会や個別での協議を通じて、ニーズに即した各種保証制度を提案し、推進しました。
- ▶ 「平成27年9月関東・東北豪雨」に係る対応として、地公体制度融資の災害対策資金や「セーフティネット保証4号」等を活用し、制度の趣旨に沿った弾力的かつ迅速な保証支援を行いました。

■ 各種保証制度の保証承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成26年度			平成27年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
流動資産担保融資保証	20	414	97.1	18	389	94.0
中小企業特定社債保証	37	1,648	71.8	47	2,496	151.5
東日本大震災復興緊急保証	398	5,357	46.6	405	5,907	110.3
セーフティネット保証	204	2,909	25.4	204	3,102	106.6
4号認定	4	54	-	36	493	913.0
5号認定	200	2,855	24.9	168	2,609	91.4

■ 県制度、市町村制度の保証承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成26年度			平成27年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
県制度	3,122	19,494	74.2	3,066	19,944	102.3
経営安定資金	1,615	8,217	63.4	1,486	8,745	106.4
運転資金	716	4,685	92.6	1,096	6,375	136.1
市町村制度	7,706	36,572	93.1	6,772	31,472	86.1

③借換保証、条件変更による資金繰り改善支援

- ▶ 資金繰りの厳しい先に対して、返済負担の軽減が図れる借換保証を積極的に提案した結果、保証承諾は件数・金額ともに前年を上回る実績を上げました。また、返済緩和に係る条件変更についても個々の実情に応じて柔軟に対応した結果、9,585件の承諾実績となり、引き続き中小企業の資金繰り改善に寄与することができました。

■ 借換保証、条件変更(返済緩和)の承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成26年度			平成27年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
借換保証	1,156	16,212	99.0	1,198	16,530	102.0
条件変更(返済緩和)	10,316	94,958	91.8	9,585	87,395	92.0

④「経営者保証ガイドライン対応保証」の推進

- ▶ 経営者の個人保証に依存せず自社の経営力のみで資金調達を行う中小企業者を対象とした「経営者保証ガイドライン対応保証」については、金融機関との勉強会等で推進してきた結果、当協会ですべてとなる保証(1件30百万円)を行いました。

2)金融機関等と連携した保証利用の推進

①保証利用先の拡充・確保

- ▶ 新規先の獲得及び完済先の再利用に向けて保証推進を積極的に行い、保証利用先の拡充に努めました。
- ▶ 既存利用先及び大口保証先については、金融機関と連携し業況把握に努めながら、適切に対応し保証利用の維持に努めました。
- ▶ 結果として、保証利用企業者数は前年度末比556企業減少の24,146企業となったものの、企業浸透率は県内中小企業者数の減少に伴い、0.2ポイント上昇の38.0%となりました。(全国値:35.9%)

②金融機関との連携強化

- ▶ 金融機関事務連絡会議(4月、6月)を開催するとともに、金融機関勉強会へ積極的に参加し、各種保証制度等の周知や保証推進に努めました。なお、勉強会への参加は前年を上回る回数となりました。(今年度:21回、前年度:12回)
- ▶ 県内に本店のある金融機関を対象に、「支店長との懇談会」を18回(対象店舗:計223店舗)開催し、金融機関とのより緊密な関係を構築しました。収集した意見・要望についてはフィードバックを行い、業務改善に繋げました。
- ▶ 毎年実施している金融機関店舗表彰の表彰方法を式典形式に変更し、6月に感謝状贈呈式を開催しました。(表彰店舗数:43店舗)当協会の受賞金融機関への感謝の姿勢をより強く示すとともに、さらなる保証推進へのモチベーション喚起を図ることができました。

③関係機関と連携した保証制度の創設等

- ▶ 保証付き融資とプロパー融資により協調支援を行う「ハーモニーサポート保証」を5月に創設し、6月から取り扱いを開始しました。保証承諾実績は、3月末までの10ヶ月間で279件50億17百万円となり、金融機関との適切なリスク分担を図りながら、企業の借入枠の拡大に寄与しました。
- ▶ 地公体制度融資の利便性のさらなる向上に向けて、制度融資の見直しに関する意見交換を実施するとともに、制度の創設及び改正時には適宜協議を行いました。とりわけ、特定非営利活動法人(NPO法人)を制度融資の対象に加えることについては、法改正の趣旨に鑑み、積極的に提案しました。

④関係機関との連携

- ▶ 栃木県主催の県制度説明会(4月)への参加や、地方公共団体との連絡会議(7月、10月)及び商工団体との事務打ち合わせ会議(12月)の開催を通じ、積極的に保証制度の周知、推進に努めました。
- ▶ 日本政策金融公庫(宇都宮支店・佐野支店)と相互の連携を円滑にし、中小企業・小規模事業者への支援体制を強化するため、「業務連携・協力に関する覚書」(2月)を締結しました。今後は、創業者等への協調支援や様々な分野に関する情報交換を行うなど、連携強化により地域経済の活性化の促進に向けて取り組んでいきます。

3)創業者・小規模事業者向け保証の推進

①創業保証の推進

- ▶ 産業競争力強化法に基づく5市1町(宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、壬生町)の創業支援事業計画に連携機関として参画するとともに、栃木銀行との創業支援に係

る連携を円滑にすることを目的に、「創業等支援に係る業務連携・協力に関する覚書」(9月)を締結するなど、関係機関との連携による創業支援体制を強化し、積極的に創業保証の推進を図りました。

- ▶ 商工団体等が主催する創業セミナーへ積極的に参加(17回)し、創業保証の利用を促進するとともに、創業マインドの醸成に努めました。その結果、創業保証は、353企業に対して407件14億77百万円を保証承諾し、578名(常用従業員数)の雇用創出・拡充に寄与しました。

②「創業等連携サポート制度」の利用促進

- ▶ 県内の支援機関及び金融機関との連携により、創業前の相談から計画策定支援、開業後の経営支援までニーズに応じたサポートを行うとともに、保証料率の引き下げを実施し調達コストの軽減を図る「創業等連携サポート制度」の利用を積極的に促進しました。その結果、当制度を活用した保証承諾は81件(前年比202.5%)3億25百万円(同216.2%)となり、件数・金額ともに前年を大幅に上回る実績を上げることができました。

③小規模事業者への資金繰り支援

- ▶ 保証利用先の88%を占める小規模事業者への資金繰り支援にあたっては、平成25年11月から保証料率の引き下げ措置を講じている「小口零細企業保証(国制度)」並びに「特別小口保証」及び、保証料補助や低金利等の措置が講じられ、利便性の高い地公体制度融資の利用を推進しました。
- ▶ 小規模事業者向けの保証制度の創設に向けて検討を進めた結果、次年度から小規模事業者の持続的発展を支援するため、設備投資を促進する保証料率割引制度を実施することとなりました。

■ 創業保証、小口零細企業保証の保証承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成26年度			平成27年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
創業保証	511	1,748	141.2	407	1,477	84.5
創業等連携サポート制度	40	150	128.8	81	325	216.2
小口零細企業保証	2,230	5,500	113.7	2,083	5,152	93.7
国制度(全国小口)	228	588	123.9	227	610	103.6
県制度	821	2,049	106.8	729	1,854	90.5
市町村制度	1,181	2,863	117.1	1,127	2,688	93.9

④小規模事業者へのきめ細やかな相談対応

- ▶ 小規模事業者をはじめ、中小企業者の事業の継続や経営課題の解決等を支援するため、常設の相談窓口に加え、「中小企業診断士による経営相談会」を四半期に1回、「職員による経営相談会」を月2回開催し、年度を通じて65企業からの相談に応じました。
- ▶ 賃金引き上げによって資金繰りに影響を受ける企業からの相談に応じるために「賃金水準上昇対策特別相談窓口」(7月)を開設しました。(相談実績なし)
- ▶ 「平成27年9月関東・東北豪雨」が発生した際には、「平成27年台風18号等による大雨に係る災害に関する特別相談窓口」(9月)を速やかに開設し、休日も相談対応に取り組むとともに、関係商工会議所で開催された相談会へ職員を派遣しました。その結果、窓口を通じ企業や金融機関からの25件の相談に応じ、災害の影響を受けた中小企業者に対して140件15億61百万円の保証承諾を行いました。

4) 審査機能の向上

① 職員の審査能力向上

- ▶ 財務面だけでなく、企業特性や成長性等の定性要因を評価できる人材を育成するため、多種多様な保証案件の実践経験や中堅職員による若手職員へのOJTに加え、全国信用保証協会連合会等が開催する各種研修を積極的に受講しました。
- ▶ 決算書だけでは掴み切れない企業の特徴や強みなど、定性面を踏まえた保証審査に取り組むうえで必要な企業観察能力や目利き能力の向上を図るため、現地調査（実施回数：504回）や代表者との面談を積極的に実施しました。

② 経営支援ノウハウ・スキルの向上

- ▶ 外部専門家が行う個別指導や経営サポート会議の運営を通じて、経営診断や経営改善計画策定支援、金融調整等の各段階に応じた実務能力の向上を図るなど、より重要性の増している経営支援業務に取り組むうえでのノウハウ、スキルの向上に努めました。

③ 保証審査の適正化、保証実務への対応力強化

- ▶ 内部説明会や審査関係合同会議で早期事故事例等のフィードバックを行うとともに、保証事例や関係機関への照会事項等について、協会内グループウェアを活用し内部周知を徹底することにより、保証審査の適正化及び高度化する保証実務への対応力の強化を図りました。

④ 受付事務の効率化・迅速化

- ▶ 紙媒体の決算書をスキャナーにより読み取りデータ化するOCR関連機器の更改を実施し、受付事務の効率化、迅速化を図りました。

⑤ 不正利用・保証不適格者への対応強化

- ▶ 12月から信用情報照会に係る運用を開始し、その照会結果や新規利用時の提出書類「営業実態調査報告書」を活用することにより、不正利用や保証不適格者の利用防止に取り組むなど、組織的な対応を強化しました。

(2) 期中管理部門

保証利用企業に対しては、企業のライフステージに応じた経営支援の取り組みを強化しました。特に返済緩和先に対しては、外部専門家の派遣による経営診断や経営改善計画策定支援、「経営サポート会議」による金融調整など、返済の正常化に向けた支援に積極的に取り組みました。こうした取り組みの結果、当協会の支援による経営改善計画の策定完了数は68企業となり、600名（常用従業員数）の雇用維持・確保に寄与するなど、中小企業・小規模事業者の経営改善をサポートすることができました。

また、支援機関との連携を強化しながら、各種再生スキーム等を活用した抜本的な事業再生支援に取り組みました。

1) 企業のライフステージに応じた経営支援

① 創業保証利用先へのフォローアップ

- ▶ 「創業等連携サポート制度」や大口の創業保証利用先を中心に、モニタリングが必要と判断した62企業についてヒアリングを実施しました。計画に比し下振れしている先に対しては、資金繰りや業績改善に向けたアドバイスを行うなど、事業の安定に繋がるフォローアップ支援に取り組みました。

② 販路拡大支援

- ▶ 成長段階にあるなど、販路拡大を目指す先に対しては、関係機関が実施するビジネスフェアを共催するとともに、日本政策金融公庫が主催する「アグリフードEXPO東京2015」（8月）及び東京信用保証協会が主催する「江戸・TOKYO技とテクノの融合展2015」（10月）への出展をサポートするなど、販路拡大に向けた支援に取り組みました。

③経営改善等が必要な先への支援

- ▶ 経営改善が必要な先については、金融機関と支援の方向性に係る目線合わせを行ったうえで、当協会や他機関の支援事業を活用し、早期の経営改善着手を促しました。また、経営改善計画策定先の実施状況について適時モニタリングを行い、計画と実績に乖離が生じている場合には、メイン行と連携し適切な支援に取り組むなど、企業の経営改善を後押ししました。
- ▶ 栃木県事業引継ぎ支援センターが主催する金融機関等連絡会議(5月、8月、11月、2月)への出席や同センターの実施事業に関する勉強会(10月)の開催、中小企業基盤整備機構が主催するセミナー(9月)への参加により、事業承継に関する理解を深めました。

④延滞・事故先への支援

- ▶ 延滞・事故先については金融機関と連携のうえ、正常化に向けた早期の調整を図るなど初動管理を徹底することにより、事業継続に繋がる支援に取り組みました。
- ▶ 条件変更等による調整の目途が立たない先は早期に代位弁済を実施し、当協会が債権者となることで実情に応じた回収を進めました。

2)返済緩和先に対する正常化支援の強化

①「経営安定化支援事業」の取り組み

- ▶ 国の補助金を活用し、返済緩和先等の経営改善を促進する「経営安定化支援事業」の実施にあたり、業務部企業支援課内に「訪問・連携支援チーム」(専従者2名)を新設しました。
- ▶ 経営の安定に支障が生じている企業について、積極的な経営支援を行うことにより、経営状況の改善が見込まれ、将来的な正常化が期待できる311企業を支援対象候補として抽出し、274企業に係る金融機関へのヒアリングを経て、118企業への訪問を実施しました。そのうえで、企業のニーズに応じて外部専門家を派遣し、経営診断、経営改善計画策定支援、「経営サポート会議」による金融調整に積極的に取り組みました。
- ▶ その結果、本事業を活用し経営診断に着手した先が96企業(目標80企業)、経営改善計画の策定に着手した先が72企業(同40企業)となり、目標を大幅に上回る支援に取り組みました。そのうち36企業(同20企業)に対し「経営サポート会議」による金融調整の支援を実施し、13企業が「経営改善サポート保証」等を活用した借換保証により返済正常化に至るなど、事業の実施を通じ、正常化に向けた道筋をつけることができました。
- ▶ 返済緩和先への正常化支援については当協会の喫緊の課題であり、今後より一層強化し本事業に取り組んでいきます。

②「経営改善サポート保証」及び「経営力強化保証」を活用した正常化支援

- ▶ 返済の正常化にあたっては、実現可能性のある計画を基に経営の改善や事業の再生に取り組む企業を対象とした「経営改善サポート保証」や「経営力強化保証」を積極的に活用した資金繰り支援に取り組みました。
- ▶ 両保証制度とも、返済緩和先の正常化を図るうえで利用が定着してきており、特に「経営改善サポート保証」の保証承諾は87件(前年比217.5%)18億72百万円(同157.0%)となり、件数・金額ともに前年を大幅に上回る実績を上げました。

③重点支援先への取り組み

- ▶ 保証債務残高1億円以上で返済緩和を行っている先等を重点支援先として選定し、金融機関へのヒアリングや現地調査、代表者面談の実施により、経営課題や経営改善計画策定・実施状況、金融機関の支援方針等の現況を把握したうえで取組方針を明確化し、経営改善計画・修正計画の策定支援や「経営サポート会議」を通じた金融調整、借換保証や条件変更による金融支援を行うなど、46企業(年度末時点：保証債務残高63億67百万円)に対して継続的かつ適切な支援に取り組み、大口返済緩和先の事故発生及び代位弁済の抑制に

寄与しました。

3)関係機関と連携した経営・再生支援

①「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」の開催

- ▶ 国、県、金融機関、支援機関等の30機関で構成する「とちぎ中小企業支援ネットワーク」の事務局としてネットワーク会議（8月、2月）を開催し、施策や支援事例の情報共有や意見交換により支援に対する目線合わせを行うとともに、地域全体の経営支援スキルの向上に努めました。

②「経営サポート会議」の活用

- ▶ 当協会が事務局を務める「経営サポート会議」については、個別中小企業者に対する経営支援の方向性、金融調整等に関する金融機関等との意見交換、情報共有の場として積極的な活用を促すとともに、国の事業等を利用し策定された経営改善計画の調整・検討の場としても活用した結果、当年度は90企業に対し111回を開催し、早期の経営改善・事業再生に効果を発揮しました。

③「経営改善計画策定支援事業」及び「経営改善計画策定費用補助事業」の推進

- ▶ 中小企業者の経営改善計画策定に係る費用負担の軽減を図るため、国が実施する「経営改善計画策定支援事業」及び当協会が計画策定費用の一部を補助する「経営改善計画策定費用補助事業」について、「関東信越税理士会栃木県支部との協議会」（9月）等において推進しました。その結果、当協会の補助事業に対する利用申請は36企業、計画策定が完了し支払いを行った先が21企業となりました。

④「外部専門家等活用支援事業」の推進

- ▶ より効果的な経営支援を実施するため、「外部専門家等活用支援事業」の業務委託先である栃木県中小企業診断士会と企業支援に関する意見交換（4月、11月）により支援目線の共有化を図ったうえで、同事業を積極的に活用した結果、昨年を大幅に上回る派遣実績を上げることができました。（今年度：137企業507回、昨年度：65企業197回）
- ▶ 「外部専門家等活用支援事業」利用先のうち、経営課題の解決に向けてより専門的な知識が必要な場合には、栃木県産業振興センターが実施する「企業OB（メンター）派遣制度」を活用するなど、より実効性のある経営支援に取り組みました。
- ▶ 中小企業者が抱える専門的な経営課題に対応するため、中小企業診断士による経営相談会を四半期に1回開催しました。（相談実績なし）

⑤抜本的な事業再生支援に係る取り組み

- ▶ 栃木県中小企業再生支援協議会等が主催する債権者会議（87回）に出席するとともに、同協議会との意見交換会（9月）の開催や定期的な情報交換を実施するなど、さらなる連携の強化及び支援目線の共有化を図りました。
- ▶ 再生が見込まれる企業に対しては、金融機関や栃木県中小企業再生支援協議会、再生ファンド運営会社であるとちぎネットワークパートナーズ等と連携し、抜本的な事業再生支援に取り組みました。その結果、6企業に対し、「第二会社方式」や「DDS（資本的劣後化）」、「求償権消滅保証」等による支援を実施し、143名（常用従業員数）の雇用維持・確保に寄与しました。
- ▶ 中小企業金融円滑化法が終了し3年が経過するなか、業績改善が進まず、依然として返済緩和の条件変更を繰り返している企業も多く、今後も引き続き関係機関と連携し、抜本的な事業再生支援に積極的に取り組むことにより、地域経済の維持・発展に貢献していきます。

(3) 回収部門

回収業務については、物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加や関係人の破産等の法的整理手続きの増加など、依然として厳しい回収環境にあるなか、回収の最大化・効率化に

取り組みました。

また、求償権先の事業継続支援、事業再生支援及び生活再建支援の取り組みを強化するとともに、管理事務の充実・強化に努めました。

1)回収の最大化・効率化

①「求償権の事前行使」の取り組み、進行管理の徹底及び法的措置の活用

- ▶ 期中管理部門との連携により、代位弁済前から債務者等の資産状況等を把握し、状況に応じて「求償権の事前行使」を効果的に活用するなど、早期回収に繋がりました。
- ▶ 代位弁済後は速やかに債務者及び保証人との面談により実態を把握し、既存先については個別案件ごとに管理職による担当者へのヒアリングを実施することで、回収方針の明確化を図るとともに、進行管理を徹底しました。
- ▶ 誠意の見られない関係人に対しては、法的措置を効果的に講じることで回収の促進を図りました。

②定期回収の底上げ

- ▶ 月賦管理簿の活用により入金管理を徹底するとともに、これまで以上に延滞等の督促を強化しました。
- ▶ 入金手段の多様化に対応するため、コンビ二振替や口座自動振替の利用を促進し、利便性の向上に努めました。

③回収業務の効率化

- ▶ 回収見込みのない求償権については管理事務停止及び求償権整理を適正に実施するとともに、無担保求償権については保証協会債権回収株式会社へ回収業務を委託し、効率化を図りました。

2)求償権先の事業継続・再生支援及び生活再建支援の強化

①事業継続支援の取り組み

- ▶ 誠意のある事業継続先に対しては、分割返済や任意処分等の調整に努めるなど、事業継続に配慮した回収に取り組みました。

②事業再生支援の取り組み

- ▶ 定期的な回収があり、業績の改善が認められる先に対しては、「求償権消滅保証」の候補先としてリストアップし当協会から働きかけを行った結果、対象候補先のうち1先に対して、再生審査会方式による「求償権消滅保証」を実施しました。

③経営者保証ガイドラインに基づく適正な対応

- ▶ 経営者保証ガイドラインに則った債務整理の申し出に対しては、整理内容を精査するとともに、他の債権者とも協議のうえで適正に対応しました。

④生活再建支援の取り組み

- ▶ 返済を継続している保証人の生活再建を支援するとともに、回収の最大化を図るため、経済合理性があると判断がされる場合については、一部弁済による保証債務免除を適正に実施しました。

3)管理事務の充実・強化

①適正な管理事務の実施

- ▶ 不正事件の再発防止策を盛り込んだ「求償権事務処理要領」及び「管理回収マニュアル」に基づき、振込用紙や領収証の発行及び管理のほか、回収金や法的措置等の登録処理を厳正に行うなど、適正な管理事務を実施しました。
- ▶ 訪問時における不正を防止するため、正規の領収証様式や「職員は一人で訪問しない」、「休日には回収を行わない」等を掲載したリーフレットを配布し、回収方法の周知を図りました。

②委託債権に対する管理強化

- ▶ 保証協会債権回収株式会社栃木営業所から四半期ごとに「業務実績報告」を受けたほか、個別事案についても必要に応じて方針協議を行うなど、委託債権に対する管理強化を図りました。

(4) その他間接部門

1)コンプライアンス態勢のさらなる強化

①コンプライアンス態勢の強化

- ▶ 平成27年度コンプライアンスプログラムについて、プログラムのとおり実施しました。
- ▶ コンプライアンス委員会を年2回(10月、2月)開催し、苦情や個人情報漏洩事案についての対応、協会職員の不祥事に対する公表基準等について協議し、コンプライアンス態勢の維持・強化が図られました。

②各種研修会及び職員ヒアリングの実施

- ▶ 外部講師を招いての研修会やコンプライアンス内部研修会(7月、2月)等の各種研修を通じ、さらなるコンプライアンス意識の向上が図られました。また、反社会的勢力への対応等、協会が直面している課題への認識が進みました。

《外部講師による研修会》

- ・「コンプライアンスを意識した企業活動について」(7月:職員59名参加)
- ・「企業と反社会的勢力~反社会的勢力との関係遮断のために~」(11月:職員72名参加)
- ・「反社勢力と保証契約の錯誤無効に関する最高裁判決」(2月:職員66名参加)

- ▶ 各課長による課員への個別ヒアリングを年3回(4月、10月、12月)実施し、課員とのコミュニケーションが向上したほか、課員の業務執行状況の把握と指導がより適切に行われるようになりました。

③個人情報保護態勢の強化

- ▶ 個人データ取扱状況の点検(8月、1月)及び監査(10月、2月)をそれぞれ年2回実施し、各部署において個人情報漏洩防止意識の向上が図られました。
- ▶ 個人情報保護法内部研修会を年2回(7月、2月)実施し、各部署において個人情報保護意識の醸成が図られました。

④反社会的勢力への対応

- ▶ 反社会的勢力等を含む不正利用の防止については、各部署からの情報や新聞掲載された事件等の情報を蓄積しデータベース化することで、情報の共有化を図りました。

2)リスク管理の徹底

①市場リスクへの対応

- ▶ 資金運用規程に基づき安全性及び効率性を考慮した資金運用計画を策定し、債券銘柄や預金の預け先金融機関の分散によりリスクへの対応を図りました。

②信用リスクへの対応

- ▶ 適切な与信判断及び保証制度の運用に努めるとともに、CRD保証料率区分別の保証債務残高の状況・推移について、四半期ごとに部課長会議にて情報共有を図り、信用リスクの適切な管理に努めました。

③事務リスクへの対応

- ▶ 不正事件に係る再発防止策について、引き続き着実に実行しました。
- ▶ 協会車両にドライブレコーダーを導入し、執務上の職員の安全確保と安全意識の醸成を図りました。

④システムリスクへの対応

- ▶ ネットワークシステム管理運用規程に基づき情報漏洩の防止に努めるとともに、サーバ

ルームへの監視カメラの設置(8月)、業務端末への指静脈認証システム(3月)及びサーバ監視ソフトの導入(3月)により、一層のセキュリティ強化を図りました。

⑤災害時の危機リスクへの対応

- ▶ 非常用持出品の管理や安否確認システムの操作訓練等により職員の防災意識の向上に努めるとともに、災害が発生した際に一定水準の業務の継続が可能となるよう事業継続計画(BCP)の見直しを行いました。

3)経営の透明性の維持・確保

- ▶ 平成27年度経営計画の達成状況について、毎月実施する部課長会議で確認を行うなど進行管理を徹底するとともに、監事監査及び内部検査により監督強化を図ることで、適切な業務運営を確保しました。
- ▶ 業務実績やコンプライアンスの取り組み等、平成26年度経営計画の実施状況について自己評価を行うとともに、外部評価委員会を開催し委員による評価を受けるなど、経営の透明性を高めました。
- ▶ 平成27年度経営計画及び業務実績等への自己評価、外部評価委員による評価を踏まえた平成26年度経営計画の評価について、ホームページや月報誌「保証だより」、ディスクロージャー誌「栃木県信用保証協会のあらし2015」にて公表を行いました。
- ▶ 月次統計や年度の業務実績についても、ホームページや広報誌をはじめマスコミへの公表を通じ、適時適切な情報開示を行うなど、経営の透明性の維持・確保を図りました。

4)人材育成と職員資質の向上

- ▶ 平成27年度研修計画に基づき、全国信用保証協会連合会主催の研修をはじめとする各種研修に延べ55名の職員を派遣するとともに、前年度を上回る24名の職員が通信教育講座を受講するなど、自己啓発意識と職員資質の向上に努めました。
- ▶ 管理職を対象とした外部講師による「人事考課研修」を実施したことで、人材評価や人材育成に対する共通認識が醸成されました。
- ▶ 日本政策金融公庫から講師を招いての保険要件や保険金の査定事例等をテーマとした研修会(10月)の開催や意見交換を通じ、信用補完制度を取り巻く環境や信用保険の実務に対して再認識が図られました。

5)経営の合理化・効率化

①他協会視察の実施

- ▶ 求償権の事前行使に関するノウハウの取得を目的に、神奈川県信用保証協会への業務視察を実施しました。

②外部倉庫の活用

- ▶ 保証等の原議保管における外部倉庫の活用については、安全性、機動性及びコスト面を考慮のうえ、次年度においても継続して検討することとしました。

③永久保存文書のマイクロフィルム化

- ▶ 経年劣化が進む永久保存文書のマイクロフィルム化を開始し、紙ベースでの保管や管理に係る事務負担の軽減等、業務の合理化を図りました。なお、フィルムについては分散して保管することで、文書の毀損リスク及び被災リスクを回避しました。

④経費削減の徹底

- ▶ 毎月実施する部課長会議にてカラーコピーの削減や両面印刷の励行等を推奨するなど、業務執行において日常的に経費削減を徹底しました。また、全職員を対象とした決算説明会(6月)の開催によりコスト意識の醸成を図るとともに、次年度予算の策定時においてコスト意識の反映を促しました。

6)効果的な広報活動の実施

①ホームページのリニューアル

- ▶ ホームページの全面的なリニューアルを3月に実施しました。スマートフォンへの対応や検索性の向上、漫画を活用した新コーナーやお客様からの意見及び要望収集コーナーの設置等により、利便性の向上と情報発信力の強化を図りました。
- ▶ 保証制度の創設、改廃や当協会が実施する経営支援メニューなど、ホームページに掲載する情報についてタイムリーな更新・発信に努めるとともに、関係機関の情報についても適時掲載するなど、内容の充実に努めました。

②マスメディアの活用

- ▶ 「外部専門家等活用支援事業」や経営相談会をはじめとする当協会の取り組みを周知するとともに、認知度の向上を図るため、マスメディア(新聞・ラジオ・テレビ)を積極的に活用した広報活動を展開しました。
- ▶ より効果的な広報を行うべく、提供ラジオ番組について見直しを進めた結果、次年度から当協会の認知度向上、保証利用企業者に対するPRの場の提供、創業マインドの醸成等を目的とした新たなラジオ番組を提供することとなりました。

③関係機関等と連携した広報

- ▶ 当協会の経営支援業務の内容等について、商工団体等の会報を活用し、積極的に周知を図りました。

④各種手引きやマニュアル等の見直し

- ▶ 保証月報や各種パンフレット(ハーモニーサポート保証、経営相談会、保証制度のご案内)の発行により、業務内容や保証制度等の周知に努めました。また、各種手引等については、次年度に実施される保証料業務の変更等を踏まえ、適宜刷新していくこととしました。

3. 事業計画について

保証承諾については、中小企業の資金需要が本格的な回復に至らなかったことに加え、超低金利の金融環境も相まって、16,335件(前年比92.3%)、1,451億94百万円(同95.2%)となり、件数・金額ともに前年を下回りました。計画(金額ベース)に対しては96.2%でした。

保証債務残高は、保証承諾の減少に加え、償還の進行等により、63,864件(前年比95.3%)、3,930億91百万円(同92.4%)となり、前年度末から3,155件、321億26百万円の減少となりました。計画(金額ベース)に対しては96.6%でした。

代位弁済は、景気回復に伴う商況不振を原因とした事故の減少や各種経営支援の実施等により、981件(前年比89.4%)、64億67百万円(同77.5%)となり、件数・金額ともに前年を下回り、計画(金額ベース)に対しては80.8%でした。

回収は、物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加等により回収環境が厳しくなるなか、回収の早期着手、進行管理の徹底等により回収の最大化に努めましたが、135件(前年比90.0%)、13億80百万円(同73.9%)と前年を下回りました。計画(金額ベース)に対しては78.8%でした。

	件数	金額	計画値	計画達成率
保証承諾	16,335件(92.3%)	1,451億94百万円(95.2%)	1,510億円	96.2%
保証債務残高	63,864件(95.3%)	3,930億91百万円(92.4%)	4,070億円	96.6%
代位弁済	981件(89.4%)	64億67百万円(77.5%)	80億円	80.8%
回収	135件(90.0%)	13億80百万円(73.9%)	17.5億円	78.8%

※()内の数値は対前年度比を示しています。

4. 収支計画について

年度経営計画に基づく保証業務の適正な執行と経営効率化の徹底により、収支差額は15億25百万円を計上しました。この収支差額については、全国と比較し保証債務残高に対する基本財産の割合が低位であることから、基本財産に10億67百万円、収支差額変動準備金に4億57百万円を繰り入れしました。

平成27年度の決算概要(収支計算書)は、次のとおりです。

	金額
経常収入	47億41百万円
経常支出	31億55百万円
経常収支差額	15億86百万円
経常外収入	92億39百万円
経常外支出	94億32百万円
経常外収支差額	▲1億94百万円
制度改革促進基金取崩額	1億32百万円
収支差額変動準備金取崩額	0百万円
当期収支差額	15億25百万円

5. 財務計画について

基本財産のうち、基金は期中での変動はなく期末で48億68百万円でした。

基金準備金は収支差額のうち10億67百万円を繰り入れた結果、期末では236億40百万円となりました。その結果、基本財産総額は285億8百万円となりました。

■外部評価委員会の意見等

【保証部門】

- ・企業の経営状況や実態を踏まえた適切な資金繰り支援を行うとともに、金融機関等との連携により積極的な保証推進を図っており、中小企業金融の円滑化に寄与しているものと考えられます。特に、「平成27年9月関東・東北豪雨」に際して、きめ細やかな相談対応に努めるとともに、弾力的かつ迅速な保証支援を行ったことは、セーフティネット機能の役割を果たしているものと評価できます。
- ・創業者や新たに保証の取扱いが可能となったNPO法人に対して積極的な支援を行っていることは、地方創生に関する施策を金融面から後押ししているものと評価できます。地域の雇用創出の観点からますます重要性が増していることから、より一層の支援に取り組まれることを期待します。
- ・「ハーモニーサポート保証」や「小口零細企業保証」、「創業等連携サポート制度」など、独自に保証料率の引き下げを行っていることは、企業の負担軽減を図るうえでも必要な取り組みであると評価できます。低金利の金融環境下において保証料の割高感といった側面も見られることから、今後収支状況等を考慮のうえ、可能な範囲で保証料率の引き下げに取り組まれることを期待します。

【期中管理部門】

- ・高止まりしている返済緩和先への正常化支援が重要課題となる中、支援担当者の増員など体制の強化を図るとともに、国庫補助を活用した「経営安定化支援事業」等による経営改善支援や、DDS等の再生スキームを活用した抜本的な事業再生支援に積極的に取り組んでいることは評価できます。
- ・中小企業金融円滑化法終了後3年が経過する中、依然として返済緩和の条件変更を繰り返している企業も多く、こうした経営改善・再生支援の取り組みは非常に重要であると考えられることから、外部専門家や関係機関と一層の連携を図りながら、より効果的な支援に取り組まれることを期待します。

【回収部門】

- ・担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加など回収環境は厳しい状況にありますが、これまで実績の少なかった求償権の事前行使を効果的に活用するなど早期着手を図り、回収の最大化に努めていることが窺えます。回収については、早期着手が何よりも重要であると考えられることから、引き続き各種回収策を効果的に活用することで、回収の最大化に取り組まれることを期待します。
- ・一部弁済による保証債務免除については、保証人の生活再建を図るうえで重要な取り組みであるとともに、回収の最大化を図るうえでも効果的な取り組みであり、積極的な活用が望まれます。一方で、実施にあたっては不公平感が生じないように十分精査のうえ適正に取り組む必要があると考えます。

【コンプライアンス・その他】

- ・コンプライアンスに係る対応については、プログラムに基づき計画的に実施しており、職員のコンプライアンス意識の向上が図れているものと考えられます。
- ・反社会的勢力への対応については、実態把握が難しい面もありますが、引き続き情報収集によりデータベースの充実化を図り、不正利用の未然防止に努めるとともに、警察や金融機関等との連携を強化して対応していく必要があると考えます。
- ・収支については、今のところ順調に推移しており、収支差額変動準備金等も積み上げられています。一方で、保証債務残高が漸減傾向にあることに加え、返済緩和先が高止まりの状況にあるなど、将来のリスクも存在することから、経営支援など積極的に取り組むもの、費用対効果を考慮し取り組むもの、といったメリハリをつけた効率的な資金の活用に努めることを期待します。

決算

貸借対照表（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	172	基 本 財 産	28,507,700
預 け 金	19,471,396	基 金	4,867,756
普通預金	1,060,561	基金準備金	23,639,944
定期預金	18,400,000	制度改革促進基金	0
郵便貯金	10,835	収支差額変動準備金	12,848,411
金 銭 信 託	0	責 任 準 備 金	2,393,056
有 価 証 券	29,283,576	求 償 権 償 却 準 備 金	587,701
地 方 債	15,983,098	退 職 給 与 引 当 金	458,915
社 債	13,296,478	損 失 補 償 金	0
株 式	4,000	保 証 債 務	393,091,255
その他有価証券	3,620	求 償 権 補 て ん 金	0
動 産 ・ 不 動 産	225,338	借 入 金	0
事業用不動産	183,974	雑 勘 定	7,502,022
事業用動産	41,363	仮 受 金	191,482
損失補償金見返	0	保険納付金	124,615
保証債務見返	393,091,255	損失補償納付金	5,768
求 償 権	2,133,180	未経過保証料	7,168,623
譲 受 債 権	0	未払保険料	3,033
雑 勘 定	1,180,524	未 払 費 用	8,501
仮 払 金	5,721		
厚生基金	182,451		
連合会勘定	2,169		
未 収 利 息	55,389		
未経過保険料	934,793		
合 計	445,389,060	合 計	445,389,060

地方債・社債等、安全性の高い有価証券を保有し、資金運用を行っています。

金融機関へ代位弁済し、取得した債権が求償権です。ここから、年度末に求償権を償却処理した残額が計上されています。

日本政策金融公庫に支払った信用保険料のうち、翌事業年度以降に係る部分を計上しています。

地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計である「基金準備金」で構成されています。一般企業の資本金に相当します。

国の施策推進のため、国から拠出された基金です。

収支差額に欠損が生じた場合等に備える為の準備金です。

受入保証料のうち翌事業年度以降に係る部分を計上しています。

収支計算書 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
経 常 収 入	4,741,033
保 証 料	3,847,946
預 け 金 利 息	62,227
有 価 証 券 利 息 配 当 金	353,003
延 滞 保 証 料	11,254
損 害 金	11,415
事 務 補 助 金	97,253
責 任 共 有 負 担 金	334,825
雑 収 入	23,111
経 常 支 出	3,154,998
業 務 費	1,118,223
信 用 保 険 料	2,036,774
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	0
経 常 収 支 差 額	1,586,035
経 常 外 収 入	9,238,983
償 却 求 償 権 回 収 金	109,473
責 任 準 備 金 戻 入	2,610,359
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	621,487
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	5,886,235
保 険 金	5,177,429
損 失 補 償 補 て ん 金	708,806
そ の 他 収 入	11,430
経 常 外 支 出	9,432,496
求 償 権 償 却	6,428,981
雑 勘 定 償 却	9,584
退 職 金	11,451
責 任 準 備 金 繰 入	2,393,056
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	587,701
そ の 他 支 出	1,724
経 常 外 収 支 差 額	△193,513
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	132,410
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	1,524,932
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	457,479
基 本 財 産 繰 入 額	1,067,453

お客様などからいただいた信用保証料のうち、当年度に係る部分を計上したものです。翌事業年度以降に係る部分は、未経過保証料に計上しています。

責任共有制度により金融機関から受領した負担金です。

受領した責任共有負担金から、日本政策金融公庫へ支払った納付金です。

年度末求償権のうち、回収不能となり償却処理した求償権や当年度に受領した保険金相当額等を計上しています。

資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

地方公共団体の制度や金融機関との提携保証を運営する上での信用保証料や経費の補助金を計上しています。

日本政策金融公庫へ支払った信用保険料です。

代位弁済に伴い受領した保険金と損失補償金から、回収分を納付した後の金額を計上しています。

将来の不測の事態に備えて、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。一般企業の貸倒引当金に相当します。

財産目録（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	172	責 任 準 備 金	2,393,056
預 け 金	19,471,396	求 償 権 償 却 準 備 金	587,701
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	458,915
有 価 証 券	29,283,576	損 失 補 償 金	0
その他有価証券	3,620	保 証 債 務	393,091,255
動 産 ・ 不 動 産	225,338	求 償 権 補 て ん 金	0
損失補償金見返	0	借 入 金	0
保証債務見返	393,091,255	雑 勘 定	7,502,022
求 償 権	2,133,180		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	1,180,524		
合 計	445,389,060	合 計	404,032,948
		正 味 財 産	41,356,111

ごあいさつ

当協会の概要

事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護

業務数値

1. 主要業務数値

■主要業務数値の推移

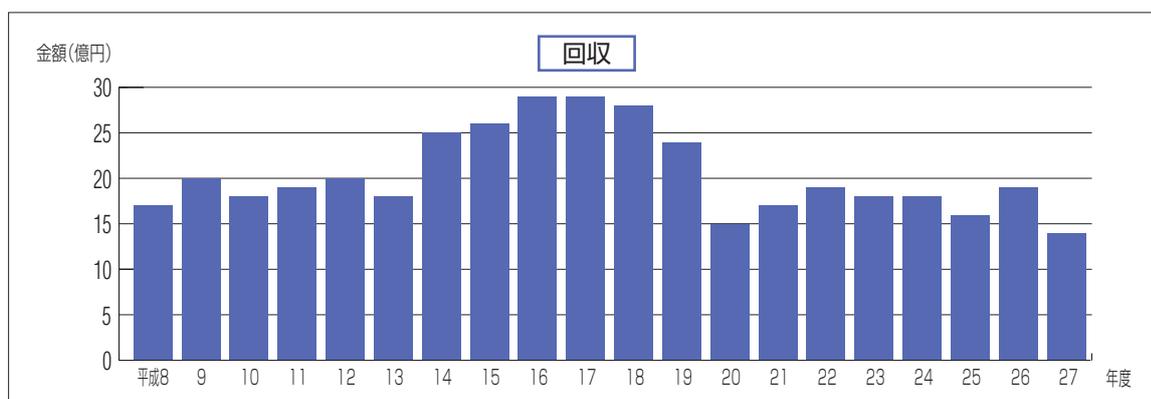
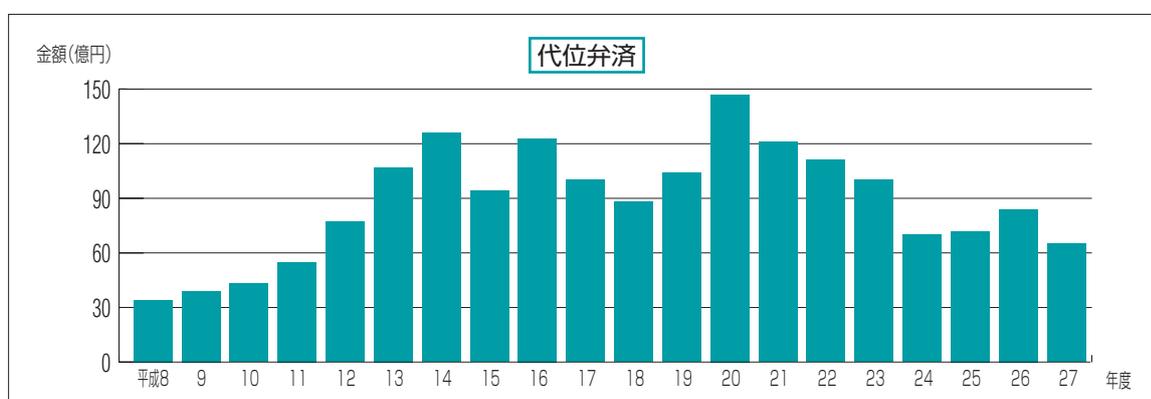
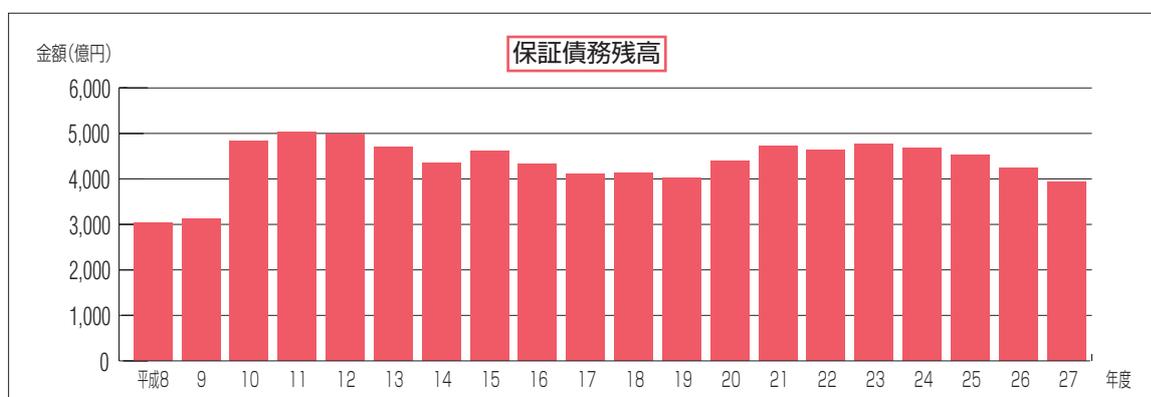
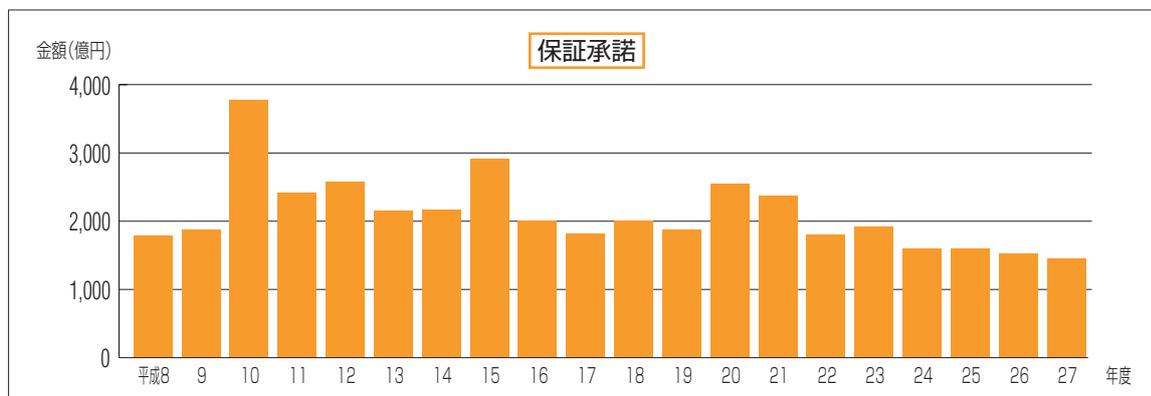
(単位:百万円)

	保証承諾	保証債務残高	代位弁済	回 収
平成8年度	178,842	303,879	3,400	1,721
9	187,728	311,990	3,900	2,094
10	378,406	482,579	4,375	1,863
11	241,447	503,422	5,592	1,909
12	257,704	498,371	7,752	2,085
13	216,188	470,784	10,751	1,837
14	216,624	434,649	12,678	2,509
15	291,581	461,553	9,412	2,670
16	200,526	433,203	12,376	2,993
17	181,436	411,097	10,080	2,987
18	201,369	413,505	8,899	2,870
19	188,095	402,467	10,499	2,471
20	254,628	440,223	14,746	1,579
21	238,172	472,747	12,138	1,736
22	180,339	464,669	11,107	1,932
23	192,044	476,745	10,044	1,823
24	160,563	467,766	6,978	1,794
25	159,905	451,720	7,171	1,611
26	152,507	425,217	8,350	1,867
27	145,194	393,091	6,467	1,380

■本支所別

(単位:百万円、%)

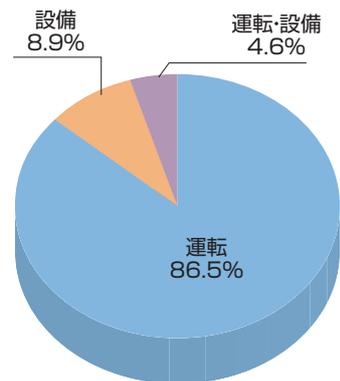
	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比
本 所	14,304	125,638	86.5	97.4	54,957	332,693	84.6	92.4	875	5,870	90.8	85.4
足利支所	2,031	19,556	13.5	83.2	8,907	60,399	15.4	92.8	106	597	9.2	40.5
合 計	16,335	145,194	100.0	95.2	63,864	393,091	100.0	92.4	981	6,467	100.0	77.5



2. 資金使途別保証承諾

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
運 転	14,102	125,606	86.5	95.1
設 備	1,460	12,850	8.9	97.3
運転・設備	773	6,738	4.6	93.7
合 計	16,335	145,194	100.0	95.2



3. 制度別 (主な制度)

(単位:百万円、%)

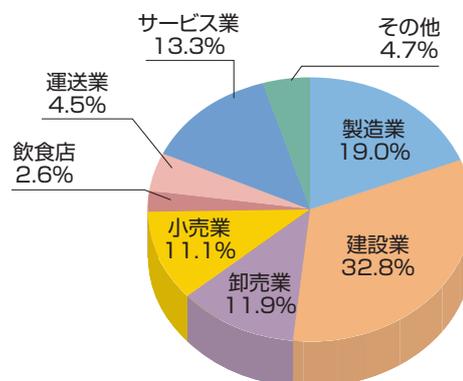
	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
一 般 保 証	4,261	59,960	89.8	9,016	105,245	103.3	155	1,313	120.6
制 度 保 証	12,074	85,234	99.4	54,848	287,847	89.0	826	5,155	71.0
事業者カードローン根保証	494	2,295	87.4	1,067	4,446	95.1	10	29	67.8
当座貸越根保証	197	3,797	94.8	371	6,819	103.1	1	30	126.7
小口零細企業保証	227	610	103.6	568	1,001	108.7	14	25	120.3
ハーモニーサポート保証	279	5,017	-	219	3,914	-	0	0	-
金融機関提携保証	443	11,025	94.7	1,782	28,804	82.1	52	691	88.0
商工いきいき特別保証	90	299	82.0	1,281	2,425	80.3	64	140	122.8
中小企業特定社債保証	47	2,496	151.5	207	8,738	119.4	0	0	-
災害関係保証	0	0	-	125	804	77.5	1	9	13.5
セーフティネット保証	204	3,102	106.6	13,517	87,740	73.4	383	3,037	73.0
5号認定	168	2,609	91.4	10,004	60,672	72.2	222	1,658	72.4
6号認定	0	0	-	3,386	26,063	74.8	158	1,369	74.0
創業関係保証	392	1,378	84.6	1,527	3,428	101.0	34	101	76.2
東日本大震災復興緊急保証	405	5,907	110.3	5,806	46,008	84.3	96	830	59.5
県 制 度	3,066	19,944	102.3	18,062	98,726	84.7	337	2,119	66.6
市 町 村 制 度	6,772	31,472	86.1	26,571	77,939	92.0	206	708	85.8
合 計	16,335	145,194	95.2	63,864	393,091	92.4	981	6,467	77.5

4. 業種別

■保証承諾

(単位:百万円、%)

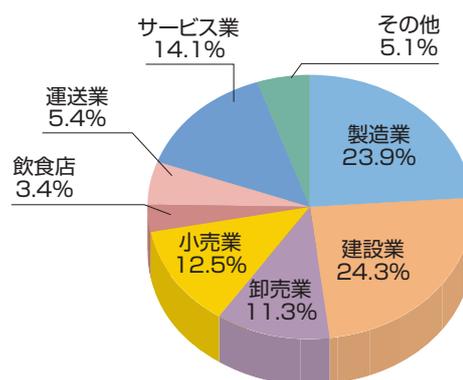
	件数	金額	構成比	前年比
製造業	2,703	27,643	19.0	90.3
建設業	5,512	47,586	32.8	98.0
卸売業	1,538	17,346	11.9	94.0
小売業	2,219	16,082	11.1	86.0
飲食店	823	3,815	2.6	93.1
運送業	594	6,466	4.5	96.2
サービス業	2,288	19,376	13.3	108.0
その他	658	6,879	4.7	92.7
合計	16,335	145,194	100.0	95.2



■保証債務残高

(単位:百万円、%)

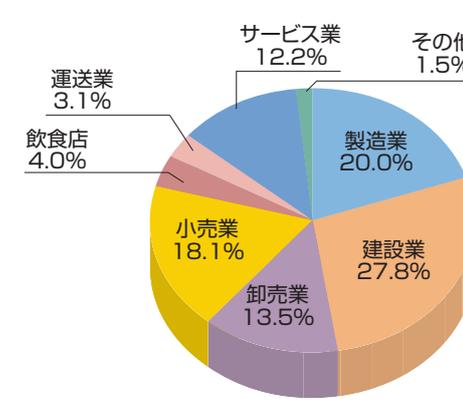
	件数	金額	構成比	前年比
製造業	12,804	93,856	23.9	90.9
建設業	16,639	95,443	24.3	92.5
卸売業	5,894	44,497	11.3	89.9
小売業	9,226	49,213	12.5	91.7
飲食店	3,837	13,291	3.4	97.4
運送業	2,831	21,346	5.4	93.4
サービス業	9,686	55,287	14.1	94.1
その他	2,947	20,158	5.1	98.7
合計	63,864	393,091	100.0	92.4



■代位弁済

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
製造業	195	1,296	20.0	58.3
建設業	245	1,795	27.8	96.9
卸売業	118	870	13.5	59.8
小売業	168	1,169	18.1	89.8
飲食店	92	256	4.0	88.3
運送業	26	200	3.1	41.7
サービス業	116	788	12.2	118.6
その他	21	94	1.5	114.7
合計	981	6,467	100.0	77.5

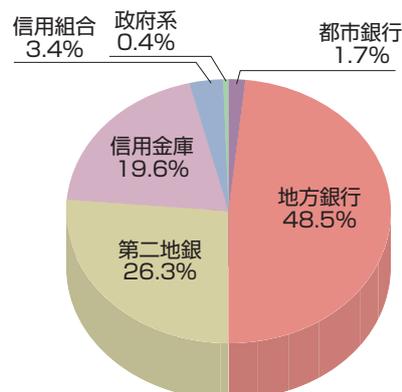


5. 金融機関群別

■保証承諾

(単位:百万円、%)

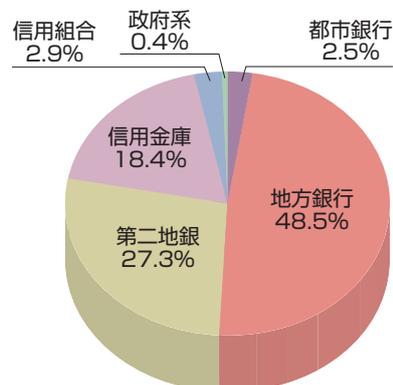
	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	100	2,527	1.7	115.4
地方銀行	5,584	70,491	48.5	102.0
第二地銀	5,733	38,246	26.3	79.9
信用金庫	4,120	28,487	19.6	101.2
信用組合	765	4,892	3.4	99.0
政府系	33	552	0.4	220.9
その他	0	0	0.0	-
合計	16,335	145,194	100.0	95.2



■保証債務残高

(単位:百万円、%)

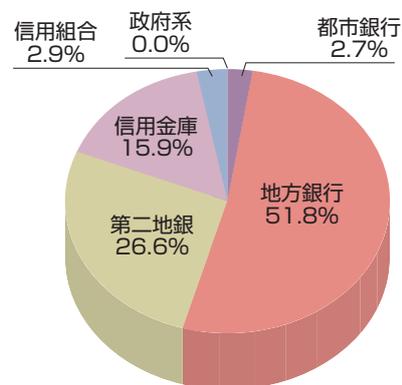
	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	673	9,674	2.5	84.3
地方銀行	23,993	190,769	48.5	95.1
第二地銀	21,992	107,501	27.3	86.2
信用金庫	14,235	72,174	18.4	96.0
信用組合	2,837	11,530	2.9	96.8
政府系	134	1,444	0.4	111.9
その他	0	0	0.0	-
合計	63,864	393,091	100.0	92.4



■代位弁済

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	15	175	2.7	38.2
地方銀行	409	3,352	51.8	89.5
第二地銀	299	1,723	26.6	66.7
信用金庫	217	1,030	15.9	76.9
信用組合	40	184	2.9	86.3
政府系	1	2	0.0	23.3
その他	0	0	0.0	-
合計	981	6,467	100.0	77.5



6. 市町別

(単位:百万円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
宇都宮市	4,596	42,063	93.6	17,098	105,852	92.0	267	1,865	62.6
足利市	1,018	9,068	82.3	4,809	33,053	91.7	76	437	43.4
栃木市	1,279	12,402	108.4	4,933	30,063	93.0	89	494	98.1
佐野市	969	9,728	82.4	3,930	25,316	93.9	29	142	32.7
鹿沼市	784	7,097	89.1	3,589	22,752	89.9	39	264	66.4
日光市	830	6,790	94.6	2,911	17,813	91.9	35	127	37.8
小山市	1,132	11,359	107.6	5,180	31,903	91.6	124	1,050	212.7
真岡市	533	3,540	89.1	2,131	10,923	89.9	41	212	68.2
大田原市	762	6,528	102.2	2,577	16,680	96.0	26	106	29.2
矢板市	256	2,179	125.4	994	5,289	87.7	27	234	650.6
那須塩原市	1,077	9,296	88.4	4,455	27,274	92.3	49	509	109.3
さくら市	384	3,375	103.5	1,182	7,876	95.7	1	3	6.7
那須烏山市	255	1,442	77.1	874	4,445	87.8	25	156	441.3
下野市	379	2,813	98.7	1,195	5,891	98.6	12	66	50.9
上三川町	167	1,133	85.4	692	3,867	86.2	2	2	74.8
益子町	220	1,180	102.1	900	3,569	101.2	13	65	96.9
茂木町	144	816	73.0	608	2,518	92.0	14	26	197.6
市貝町	84	503	72.6	379	2,070	89.5	0	0	0.0
芳賀町	114	874	97.8	438	2,162	99.1	4	9	4.7
壬生町	282	2,626	93.7	1,089	6,299	94.2	23	85	551.3
野木町	165	1,168	117.0	493	2,285	92.5	13	38	295.1
塩谷町	97	776	150.0	255	1,331	90.7	18	182	317.2
高根沢町	207	1,473	93.8	736	4,133	90.5	4	23	32.2
那須町	301	2,589	108.0	1,258	7,656	91.5	30	221	121.3
那珂川町	143	1,075	110.4	476	1,982	90.1	4	18	-
《県外》	157	3,304	127.4	682	10,088	101.8	16	134	73.8
合計	16,335	145,194	95.2	63,864	393,091	92.4	981	6,467	77.5

7. 保証浸透度の推移

	県内中小企業者数	利用企業数	保証浸透度
平成23年度末	70,553	24,650	34.9%
平成24年度末	70,736	24,823	35.1%
平成25年度末	65,262	24,945	38.2%
平成26年度末	65,262	24,702	37.9%
平成27年度末	63,516	24,146	38.0%

※県内中小企業者数は、中小企業白書の付属統計資料に基づいています。

取り組み

トピックス

	主な取り組み一覧
4月	「経営安定化支援事業」の開始 「東日本大震災復興緊急保証」の延長 「金融機関との事務連絡会議」を開催 「栃木県中小企業診断士会との情報交換会」を開催
5月	栃木市「創業支援事業計画」に参加 佐野市「創業支援事業計画」に参加 鹿沼市「鹿沼創業支援ネットワーク(創業支援事業計画)」に参加 日光市「創業支援事業計画」に参加 「中小企業診断士による経営相談会」を開催 栃木銀行主催「～北関東の魅力再発見～観光ビジネス交流商談会」を後援
6月	「ハーモニーサポート保証」の創設 「金融機関との事務連絡会議」を開催 「栃木県産業振興センター実施事業にかかる勉強会」を開催 「金融機関店舗表彰 感謝状贈呈式」を開催 「外部評価委員会」を開催
7月	第二地方銀行協会会員行28行主催「地方創生『食の魅力』発見商談会2015」を後援 「市町村特別保証制度連絡会議」を開催 「金融機関支店長との懇談会」を開催(～12月まで) コンプライアンス研修会(テーマ:コンプライアンスを意識した企業活動について)の実施
8月	「第7回とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催 日本政策金融公庫主催「アグリフードEXPO東京2015」において県内3企業の出展支援を実施 「中小企業診断士による経営相談会」を開催
9月	「関東信越税理士会栃木県支部連合会との情報交換会」に出席 「平成27年台風第18号等による大雨に係る災害に関する特別相談窓口」の設置 TKC主催「経営革新等支援機関(認定支援機関)情報交換会」に出席 栃木銀行と「創業等支援に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結 「栃木県中小企業再生支援協議会との意見交換会」に出席
10月	特定非営利活動法人(NPO法人)に対する保証の取扱開始 壬生町「創業支援事業計画」に参加 東京信用保証協会主催「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2015」において県内3企業の出展支援を実施 「栃木県事業引継ぎ支援センター実施事業に係る勉強会」を開催 「市町商工担当者との事務打ち合わせ会議」を開催
11月	コンプライアンス研修会(テーマ:企業と反社会的勢力～反社会的勢力との関係遮断のために～)の実施 「栃木県中小企業診断士会との情報交換会」を開催 足利銀行主催「ものづくり企業展示・商談会2015」を共催 「中小企業診断士による経営相談会」を開催 矢板市商工会主催「経営(創業等)塾inやいた」を後援
12月	信用情報機関への信用情報照会を開始 「商工団体担当者との事務打ち合わせ会議」を開催
1月	足利銀行主催「とちぎ食の展示・商談会2016」を後援 経済団体新春講演会実行委員会主催「2016年新春経済講演会～日本経済の展望～」を共催
2月	「産地と技の饗宴 栃木フェア ～本物の出会い～」(オープニングセレモニー)を共催 「第46回保証業務講座」を開催 「第8回とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催 日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結 「中小企業診断士による経営相談会」を開催 「栃木銀行との創業支援等に係る情報交換会」を開催 法務研修会(テーマ:破産管財人等の実務解説、反社勢力と保証契約の錯誤無効に関する最高裁判決)の実施 健康セミナー(テーマ:職場のメンタルヘルス対策～あなたとあなたの周囲の人のために～)の実施
3月	「条件変更改善型借換保証」の創設 宇都宮市「うつのみや起業家支援ネットワーク(創業支援事業計画)」に参加

「ハーモニーサポート保証」の創設

当協会と金融機関が連携・協調して必要な資金を供給し、借入枠の拡大を図る「ハーモニーサポート保証」を新たに創設し、6月から取り扱いを開始しました。年度末までの10か月間で279件50億17百万円の保証承諾を行い、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化および経営の安定に寄与しました。

「平成27年9月関東・東北豪雨」災害への対応

「平成27年9月関東・東北豪雨」が発生した際には、「平成27年台風第18号等による大雨に係る災害に関する特別相談窓口」を速やかに開設し、休日の相談にも対応するとともに、商工団体が開催した豪雨に関する相談会へ職員を派遣しました。その結果、窓口を通じて、中小企業・小規模事業者や金融機関からの25件の相談に応じました。

また、災害の影響を受けた中小企業・小規模事業者からの資金需要に対しては、県・市町の制度融資の災害対策資金や「セーフティネット保証4号」等を活用し、140件15億61百万円の保証承諾を行い、制度の趣旨に沿った弾力的かつ迅速な保証支援に取り組みました。

特定非営利活動法人(NPO法人)に対する保証の取扱開始

中小企業信用保険法の改正に伴い、特定非営利活動法人(NPO法人)が10月から新たに信用保証の対象となりました。

取扱開始にあたり関係機関への周知を図り、資金需要に対しては現地調査および面談の実施により実態把握に努めるなど、きめ細やかな対応を講じました。年度末までの6か月間で9件60百万円の保証承諾を行い、地域経済における新たな事業・雇用の担い手であるNPO法人に対する資金繰りの円滑化に寄与しました。

創業支援

産業競争力強化法に基づき県内市町が実施する創業支援事業計画に連携機関として参加するほか、栃木銀行と創業支援に係る連携を円滑にするため、「創業等支援に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結するなど、関係機関との連携による創業支援態勢の強化を図りました。また、商工団体をはじめ関係機関が実施する「創業塾」等において創業関係保証の周知を図るとともに、平成25年11月から実施している「創業等連携サポート制度」を活用した支援に取り組みました。その結果、創業保証は、353企業に対し407件14億77百万円の保証承諾を行いました。

さらには、保証後にモニタリングが必要と判断した62企業についてヒアリングを実施し、資金繰りや事業改善に向けたアドバイスを行うなど、事業の安定に繋がるフォローアップ支援にも積極的に取り組みました。

経営・再生支援

国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した「経営安定化支援事業」等の実施により、中小企業診断士を137企業(前年度65企業)に対し507回(前年度197回)派遣し、経営改善計画策定等の支援に取り組むとともに、国の「経営改善計画策定支援事業」の利用先を対象に、策定費用の一部について補助を行う「経営改善計画策定費用補助事業」の推進を図るなど、経営改善意欲のある中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定を促進しました。

さらに、再生が見込まれる6企業に対し、「第二会社方式」や「DDS(資本的劣後化)」、「求償権消滅保証」等により、抜本的な事業再生支援に取り組みました。

とちぎ中小企業支援ネットワークの運営

とちぎ中小企業支援ネットワークの事務局として、会員機関相互の連携強化が図れるよう「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催しました。また、個別中小企業者の経営改善や再生が早期に図れるよう、金融機関等が支援策に関する意見交換や調整を行う「経営サポート会議」を開催しました。(とちぎ中小企業支援ネットワーク会議実績:2回、経営サポート会議実績:90企業111回)

関係機関との連携強化

金融機関との連携

金融機関のみなさまとは、情報交換会や事務連絡会議等により連携を深めました。また、保証業務を主とした当協会の業務について理解を深めていただくために、金融機関との勉強会も実施しました。(金融機関勉強会実績:21回)さらには、県内に本店のある金融機関の営業店の長および本部の保証付融資の推進担当者を招き、「金融機関支店長との懇談会」を18回(対象店舗:計223店舗)開催し、当協会からの情報提供および信用保証業務に関する意見交換を行い、収集した意見・要望についてはフィードバックを行い、業務改善に繋げました。

栃木県との連携

栃木県のみなさまとは、意見交換会や事務連絡会議等により連携を深め、栃木県制度融資の充実に努めました。また、栃木県が実施する「金融円滑化特別相談窓口」に職員を派遣し、協働で中小企業者の資金繰り相談に対応しました。

市町との連携

市町のみなさまとは、市町村特別保証制度の適正な運用と利用促進が図れるよう「市町村特別保証制度連絡会議」や「市町商工担当者との事務打ち合わせ会議」を開催し、意見交換を行うことで連携を深めました。また、市町村特別保証制度を実施している市町の地域活性化に役立てていただくことを目的に、市町が開催するイベントに協賛しました。

商工団体との連携

商工団体のみなさまとは、より良い協調体制の確立を図り中小企業者への支援体制を強化することを目的に「商工団体担当者との事務打ち合わせ会議」を開催し、意見交換を行うことで連携を深めました。また、商工団体等が実施する「創業塾」などに職員を講師として派遣し、信用保証協会や保証制度関係等についてご説明させていただきました。(派遣回数:17回)

その他関係機関との連携

栃木県中小企業再生支援協議会、栃木県産業振興センター、栃木県事業引継ぎ支援センター、栃木県中小企業診断士会、関東信越税理士会栃木県支部連合会等のみなさまとは随時意見交換を行い、連携を深めました。また、日本政策金融公庫宇都宮支店および佐野支店と相互の連携を円滑にするため、「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。

ビジネスフェア等による企業支援

中小企業者のビジネスチャンス拡大の支援を目的とした「ものづくり企業展示・商談会2015」の共催をはじめ、「アグリフードEXPO東京2015」、「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2015」への県内企業の出展支援を実施したほか、「地方創生『食の魅力』発見商談会2015」、「とちぎ食の展示・商談会2016」を後援しました。

また、栃木県の魅力ある県産物や豊かな観光資源等を首都圏にアピールし、県産物のブランド化を図ることを目的とした「産地と技の饗宴 栃木フェア」に協賛しました。



「第46回保証業務講座」の開催

信用保証業務について理解をより一層深めていただき、信用保証を通じて中小企業者への円滑な資金供給を図ることを目的に、「第46回保証業務講座」を開催し、14金融機関74名の金融機関の職員の方に受講していただきました。

講座では、保証審査から代位弁済までの実務について理解を深めていただいたほか、グループでの事例研究や情報交換、懇親の場を設け、当協会の担当者だけでなく金融機関の枠を超えた担当者間での情報・意見交換が行われました。



外部評価委員会の開催

経営方針や経営実態等を明確にし適切な業務運営を確保するため、「中期事業計画」および「年度経営計画」等を公表しています。その実施状況について、外部の有識者で構成される「外部評価委員会」による評価を受け、その内容について公表しました。



■ 広報活動

ホームページ

当協会の概要や保証制度、企業支援に関する情報のもとより、関係機関の情報等多くの最新情報を掲載しています。

3月に全面的なりニューアルを実施し、利便性の向上と情報発信力の強化を図りました。

URL : <http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



ディスクロージャー誌

中小企業者、関係機関をはじめ多くの方々に当協会についての理解を深めていただくために、ディスクロージャー誌「栃木県信用保証協会のあらまし」を毎年発行しています。



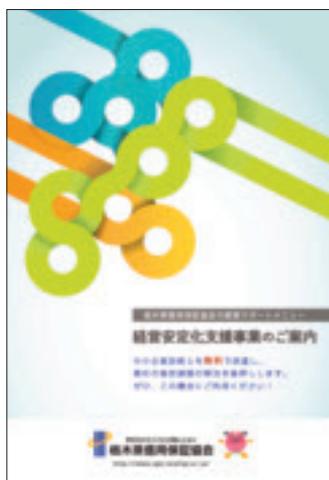
広報誌

保証業務に関するトピックスやインフォメーション、業務概況、各種統計等を掲載した広報誌「保証だより」を毎月発行しています。



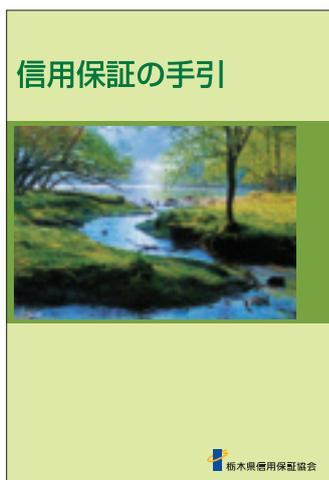
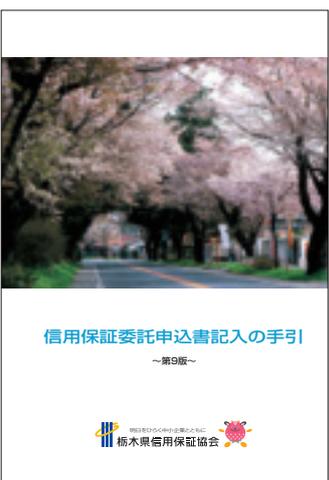
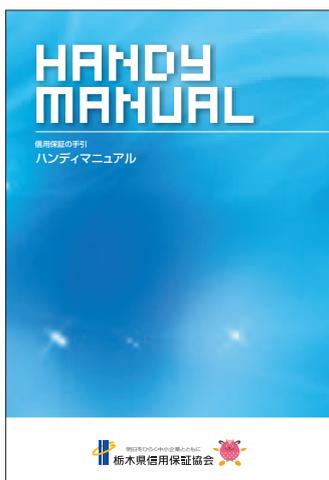
パンフレット・リーフレット

保証制度や当協会の取り組み等についての理解を深めていただくために配布しています。



手引き

保証業務等についての理解を深めていただくために配布しています。



マスメディア等の活用

保証制度や経営相談会について周知を図るとともに、当協会に対する認知度向上を図るため、マスメディア(新聞・ラジオ・テレビ)を積極的に活用した広報活動を展開しています。

また、商工団体等の関係機関の機関誌を活用し、経営支援メニュー等について周知を図っています。

中小企業・小規模事業者のみならず、創業・開業をお考えのみならずへ 経営相談会のご案内

栃木県信用保証協会では、栃木県内の中小企業・小規模事業者のみならずの経営に関するご相談、創業・開業をお考えのみならずからのご相談をお受けするため、経営相談会を開催しています。

経営相談会では、外部の中小企業診断士や当協会の職員がみなさまからのご相談をお受けします。ご利用を希望される方は、当協会企画課(TEL:028-635-2121)までご連絡いただくか、Webサイト内の「企業支援コーナー」からお申し込みください。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

中小企業診断士による経営相談会	経営相談会
<ul style="list-style-type: none"> ●開催 平成28年2月18日(水) 午後1時から6時 ●開催場所 当協会本庁・足利支所 ●参加費 無料(中小企業診断士 10,000円・中小企業診断士 5,000円) ●相談内容 専門的な経営課題に関するご相談(創業・開業に関するご相談など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●開催 2月18日(水) 午後3時から6時 ●開催場所 当協会本庁・足利支所 ●参加費 無料(中小企業診断士の資格を有する職員など) ●相談内容 資金繰りのご相談(保証の利用に関するご相談など)

栃木県信用保証協会 TEL:028-635-2121 活用課 TEL:0284-70-6339
http://www.cgo-tochigi.or.jp/

下野新聞平成28年2月1日付け2面広告

第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

■基本方針

1.業務環境

(1) 栃木県の景気動向

最近の県内景気は、一部に弱さがみられるものの、基調としては持ち直しています。家計部門では、消費税引き上げに伴う需要の落ち込みが長期化した個人消費や住宅投資は、一部に弱さもみられるものの、足元では緩やかな改善傾向にあります。企業部門は、平成26年度の法人企業景気予測調査（10～12月期調査）によると、県内企業は通期で減収減益見込みと厳しい状況になっていますが、下期に入り生産活動に持ち直しが見られています。雇用情勢については、有効求人倍率が全国平均を下回る水準ではありますが、平成26年12月には1.01倍と6年ぶりに1.0倍を上回るなど、緩やかな改善傾向にあります。

今後については、世界経済の先行きや為替の動向、消費税再引き上げ等に注視する必要がありますが、企業収益の改善による雇用環境の改善、実質賃金の上昇も見込まれるうえ、地方創生に係る国や県の地域活性化施策の本格化もあり、景気の着実な回復が期待されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

少子高齢化、人口減少等に伴う国内需要の減少、経営者の高齢化と後継者不足等、中小企業は構造的課題に直面しています。加えて、急激な円安は自動車メーカーをはじめとする輸出型の大手企業に恩恵を与えたものの、原材料などの輸入価格上昇に繋がり、内需型の中小製造業や建設業、価格転嫁が難しい小売業などでは収益悪化の要因となっています。

こうした収益悪化が中小企業の体力を消耗させており、中小企業金融円滑化法終了後も返済緩和の条件変更は高止まりの状況にあります。

今後の為替動向によっては、抜本的な経営改善を先送りしている返済緩和先や価格転嫁が難しい小規模事業者からの倒産発生が懸念されるなど、予断を許さない状況にあります。

2.業務運営方針

栃木県信用保証協会は、信用保証による中小企業金融の円滑化を通じて、多様で活力のある中小企業の成長と繁栄をサポートし、地域活性化に貢献するために、平成27年度から平成29年度までの3か年における基本方針を「金融と経営支援の一体的推進による地域活性化へのさらなる貢献と揺るぎない信頼の確立」と決めました。

そのため、厳しい経営環境にある中小企業の資金需要への迅速かつ適切な対応など積極的な保証推進に取り組み、中小企業の資金繰りに万全を期します。

また、経営力が低下している中小企業に対しては、積極的に経営改善・事業再生に取り組むなど経営支援の充実強化を図ります。とりわけ、返済緩和先への経営支援は、当協会における喫緊の課題であることに加え、持続可能な信用補完制度の確立の面からも極めて重要であることから、積極的に取り組んでいきます。

さらに、求償権回収の最大化や人材の育成等により安定した経営基盤の確立を図るとともに、コンプライアンス態勢のさらなる強化やリスク管理の徹底などにより運営規律・危機管理の強化に取り組んでいきます。

この基本方針に基づき、以下の主要項目に積極的に取り組むこととします。

(1) 保証利用の積極的な推進

中小企業の資金繰りの円滑化を一層推進するため、中小企業の資金ニーズに即した適切な保証に努めるとともに、各種保証制度や地方公共団体制度を積極的に推進します。特に国等の施策とも呼応しながら、創業者や小規模企業者を積極的に支援します。また、保証承諾が漸減する中、金融機関等と連携しながら保証利用増加に向けた取り組みを積極的に実施します。

① 企業ニーズに即した適切な保証

中小企業の経営実態に応じた迅速・適切な保証に加え、借換保証等による資金繰り改善支援に積極的に取り組みます。また、各種保証制度や調達コストの低い地方公共団体制度を活用することで、多様化する中小企業の資金ニーズに対応します。

② 金融機関等と連携した保証利用の推進

信用保証制度の意義についての理解を得るため、金融機関職員との「顔の見える関係づくり」を行うとともに、保証推進に向けた取り組みの実施や提携保証の創設、見直しにより金融機関との連携強化に努めます。

また、保証利用企業及び保証債務残高の安定的な確保に向け、金融機関と連携した新規先の掘り起しや完済後利用のない先への保証推進を一層強化するとともに、既存の保証利用先へは、各種保証制度を通して幅広い層への資金繰り支援を行い保証利用層の拡充に努めます。

③ 創業者・小規模事業者向け保証の推進

地域の新陳代謝を促進する創業については、創業保証等の金融支援をはじめ、創業前の相談から開業後の成長支援まで一貫した支援を実施していくことで、地域の雇用創出等を図り地域活性化に貢献します。

小規模事業者支援においては、認定支援機関等と連携しながら「事業の持続的発展」に向けて資金繰り支援や経営相談等の経営支援に積極的に取り組みます。

(2) 経営支援の充実強化

経営支援については、金融支援と共に業務の大きな柱として取り組むものであり、保証利用企業の期中における経営実態の的確な把握に努め、企業の状況に応じた適時適切な経営支援を実施します。とりわけ中小企業金融円滑化法終了後も高止まりしている返済緩和先への経営支援の強化は重要課題であり、弾力的な資金繰り改善支援や返済の正常化に向けた支援に積極的に取り組みます。さらに、支援機関と連携した抜本的な再生支援に取り組みます。

① 企業のライフステージに応じた経営支援

企業ニーズに即した経営支援を実施するため、経営実態の把握に努め、創業段階、成長段階、経営改善・事業再生時、事業承継時といった、各企業のライフステージに応じた各種支援策を提案しながら最適な経営支援を実施します。また、延滞・事故先に対しても経営実態の早期把握に努め、適切な支援を実施することで事業の継続や正常化に繋がります。

② 返済緩和先に対する正常化支援の強化

中小企業金融円滑化法終了後も高止まりしている返済緩和先に対しては、引き続き、条件変更等への弾力的な対応により資金繰り支援を行うとともに、必要に応じて外部専門家を派遣し、経営改善計画の策定支援や進捗の管理を行い、業況の改善が見られる先には、借換保証等により返済の正常化を行います。

③ 関係機関と連携した経営・再生支援

経営支援においては、金融機関や税理士会、商工団体等の認定支援機関との連携強化を図るとともに金融調整にあたっては、経営サポート会議や外部専門家等活用支援事業等を積極的に活用していきます。

また、再生支援にあたっては、栃木県中小企業再生支援協議会やファンド運営会社等と連携し、

抜本的な事業再生に取り組みます。

さらに、とちぎ中小企業支援ネットワーク会議の開催等により地域全体の経営改善・事業再生スキルの向上に努めます。

(3) 経営基盤の充実

保険収支の健全化に向けて、さらなる回収の最大化、回収業務の効率化等に努めます。また、高度化、多様化する信用補完制度や信用保証協会を取り巻く環境の変化に的確に対応するため人材の育成に努めるとともに、安定的な資金運用や業務の改善、効率化に取り組むことで安定的な経営基盤の確立を図ります。

① 回収の最大化・効率化

求償権回収については、求償権先の事業継続や再生、保証人の生活再建等を踏まえつつ、回収への早期着手、進行管理の徹底、不動産処分等の促進、定期回収の底上げ等により回収の最大化や効率化に努めるとともに、管理事務停止や求償権整理にも積極的に取り組みます。

② 人材育成と職員資質の向上

中小企業のニーズに的確に応えるため、OJTや事例研究といった内部研修を充実させることで、目利き能力や相談能力の向上に努めます。

また、幅広い知識の取得のため、全国信用保証協会連合会主催の研修をはじめとする外部研修への積極的な派遣や協会資格検定、中小企業診断士等の資格取得といった職員個々の自己研鑽への取り組みの奨励に加え、効果的な内部研修を実施することで職員の資質向上を図ります。

③ 経営の合理化、効率化

限りある経営資源を有効に活用するため、各部門において継続的な業務改善に取り組むことに加え、部門間の情報の共有化等に努めることで、業務の合理化や効率化を図ります。また、安全かつ効率的な資金運用やコスト管理の徹底、経費削減等により安定した収益確保に努め財務基盤の強化を図ります。

(4) 運営規律・危機管理の強化

中小企業金融における信用保証協会の役割・重要性が高まる中、公的な保証機関としての責任を認識し、コンプライアンス態勢の一層の強化を図り職員の意識向上に努めます。また、多様化・複雑化するリスクに対応するため、危機管理態勢の充実を図ります。とりわけ、平成25年度に発覚した不正事件を教訓とし、役職員一丸となって再発防止に取り組みます。さらに、地域社会から信頼される信用保証協会を目指し、規律ある業務運営に努めるとともに、経営方針や業務実績等の適切な情報公開を行うなど経営の透明性の確保に努めます。

① コンプライアンス態勢のさらなる強化

コンプライアンスについては、経営上の最重要課題として、コンプライアンスプログラムの着実な実施に加えて、各施策の効果の検証と継続的な見直しを実施することで、コンプライアンスや不正等に対する職員個々の意識向上を図ります。また、反社会的勢力に対しては、その排除に向け組織全体として対応するとともに、新たに信用情報機関に加盟するなど、不正利用防止についても徹底します。

② リスク管理の徹底

信用保証協会を巡るリスクが多様化・複雑化する中で、危機管理の強化が課題となっています。

市場関連リスク、信用リスク、事務リスク、システムリスクといった様々なリスクに対し、管理態勢を強化し組織的に対応していきます。特に平成25年度に発覚した不正事件に関しては真摯に受け止め、再発防止策を着実に実施していくことはもとより、防止策の効果の検証、見直し等も併せて実施していきます。

また、災害等の危機リスクに対しては、役職員の安全確保、経営資源の保全等により一定水準の業務の確保が求められており、事業継続計画(BCP)が有効に機能するよう関連規程やマニュアル

等を適時見直すとともに、定期的な研修や訓練の実施により役職員への周知徹底を図ります。

③ 経営の透明性の維持・確保

各種法令の遵守や内部規程に沿った業務の執行に努めることに加え、内部監査・検査体制の充実による監督強化、経営方針となる年度経営計画等の進捗管理の徹底等により適正な業務運営に努めます。また、年度計画や各種取組み、事業活動等について適時公表することで、経営の透明性の維持・確保に努めます。

■主要業務数値の見通し

平成27年度から平成29年度の主要業務数値(計画)は、以下の通りです。

(単位:億円、%)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	金額	前年度実績比	金額	前年度計画比	金額	前年度計画比
保証承諾	1,510	99.0	1,550	102.6	1,550	100.0
保証債務残高	4,070	95.7	4,000	98.3	3,930	98.3
代位弁済	80	95.8	75	93.8	70	93.3
回収	17.5	93.7	17.5	100.0	17.5	100.0

平成28年度経営計画

■経営方針

1.業務環境

(1) 栃木県の景気動向

県内の景気は、一部に足踏みがみられるものの、基調としては持ち直しの動きが続いています。個人消費は、夏場の天候不順や台風の影響もあり弱含んで推移していましたが、雇用・所得環境が持続的に回復しており、緩やかに持ち直しています。生産活動は、概ね横ばいの動きが続いているものの、今後、在庫の調整が進むことや消費税増税前の消費財、投資財需要の高まりが見込まれ、緩やかな回復に向かうものとみられます。雇用情勢については、平成27年4月に6年8ヵ月ぶりに有効求人倍率が1倍を超え、平成28年1月には1.15倍まで回復するなど、着実に改善しています。先行きについては、中国をはじめとする新興国経済の景気の下振れや為替の動向など、地域経済に影響を与える要因に注意する必要があるものの、地方創生に係る国や県の各種施策の効果や雇用・所得環境のさらなる改善により、着実な回復へ向かうことが期待されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

日本経済は、長引くデフレ経済からの脱却を図るための対策が講じられ、その成果が着実に現れてきており、企業収益が過去最高水準となるなど経済の好循環が生まれつつあります。一方で、業種や地域によってはアベノミクスの恩恵が未だ十分に行き渡っておらず、とりわけ中小企業・小規模事業者においては、人材不足や後継者難、原材料費の上昇等の経営課題を抱える企業や業績改善が進まない企業も多く、景況感には濃淡がみられます。

金融情勢では、県内民間金融機関の貸出金残高は前年を上回っていますが、超低金利の金融環境下において、金利競争の激化がみられます。

県内の企業倒産をみると、負債総額では前年を下回ったものの、倒産件数は全国的に減少傾向にある中、本県においては前年を上回りました。特に負債総額1億円未満の倒産件数が過半数を超えるなど、倒産件数に占める小規模・零細企業の割合は高く、今後もそうした小規模・零細企業による倒産の発生が懸念されます。加えて、中小企業金融円滑化法が終了し3年が経過する中、業績回復が進まず、依然として返済緩和の条件変更を繰り返している企業の動向にも注視する必要があります。

2.業務運営方針

このような状況下、当協会は県内中小企業の資金繰りの円滑化のため保証推進に積極的に取り組むとともに、中小企業の成長・発展に寄与するため金融支援と経営支援の一体的な取り組みを推進します。加えて、国や地方公共団体の施策にも呼応し、創業者や小規模事業者への支援や中小企業の経営改善・事業再生支援にも積極的に取り組みます。

また、信用補完制度が中長期的に中小企業の成長を下支えする制度として頑健性、持続可能性を確保できるよう、現在、中小企業政策審議会において制度の見直しに関する議論が進められています。当協会は、その方向性を的確に認識することはもとより、所要の対応に適切に取り組むことにより、「地域に根ざした、信頼される信用保証協会」を目指します。

- ① 中小企業の資金ニーズに即した迅速かつ適切な保証に努めることはもとより、創業者や小規模事業者への支援強化に取り組みます。また、保証承諾、保証債務残高が減少する中、金融機関等との連携を強化し積極的な保証推進に取り組むとともに、新規先等の獲得により保証利用層の拡充を図ります。
- ② 保証利用企業へは、ライフステージに応じた経営支援の強化に取り組みます。とりわけ返済緩和先については、専門家派遣を活用した経営改善計画の策定支援や借換保証の活用等により返済の正常化に向けた支援に取り組みます。また、「とちぎ中小企業支援ネットワーク」の枠組みを活用するなど、関係機関と連携を図りながら効果的な経営・再生支援に取り組みます。

- 安定した経営基盤確保のため、経営の合理化・効率化や人材育成に継続的に取り組みます。また、信用補完制度の持続化に資するため、経営支援や延滞・事故先への事業継続支援を通して、代位弁済の抑制に努めます。また、回収業務については、回収の最大化・効率化に努めるとともに、求償権先の事業継続や事業再生、保証人の生活再建に配慮した支援に取り組みます。
- コンプライアンス態勢のさらなる強化に努めるとともに、内部管理の徹底により、多様化・複雑化するリスクに対して組織的な対応の強化を図ります。また、地域社会から信頼される信用保証協会を目指し、透明性の高い、規律ある業務運営に努めます。

重点課題

【保証部門】

1.現状認識

景気は緩やかな回復基調にあるものの、その恩恵を受け業績を改善させた中小企業と依然として厳しい経営環境下に置かれた中小企業の二極化が進む中、多くの中小企業は厳しい経営状況が続いており、先行きの懸念を拭えない状況にあります。

このような状況下、中小企業の資金需要が本格的な回復に至らなかったことに加え、超低金利の金融環境による保証料の割高感も相まって、保証承諾は減少、保証債務残高も漸減しており、金融機関をはじめとする関係機関と連携した積極的な保証推進により保証承諾の増加、保証債務残高の維持・確保に努めていく必要があります。加えて、中小企業者数が減少する中、当協会の利用企業者数も減少しており、新規先等の獲得により保証利用層の拡充を図る必要があります。一方で、保証債務残高に占める返済緩和措置を講じた条件変更先の割合は高止まりの状況にあり、引き続き借換えや条件変更等への柔軟な対応による資金繰り支援の強化も求められています。

中小企業の多様化する資金ニーズに対しては、迅速かつ適切な保証に努めるだけでなく、経営実態を捉え、ニーズに即した最適な保証制度を提案していきます。また、創業者や小規模事業者に対しては、国や地方公共団体の支援施策とも呼応しながら積極的に支援していく必要があります。

さらには、そうした中小企業への適切な保証、多様化するニーズ、返済緩和先への資金繰り支援等への確に対応するため、職員個々の審査能力、創業・経営支援ノウハウの向上が必要となっていることに加え、手口が巧妙化、精緻化している不正利用や保証不適格者の利用に対応するため、組織全体としての審査機能の向上も求められています。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2.具体的な課題

- (1) 企業ニーズに即した適切な保証
- (2) 金融機関等と連携した保証利用の推進
- (3) 創業者・小規模事業者向け保証の推進
- (4) 審査機能の向上

3.課題解決のための方策

(1) 企業ニーズに即した適切な保証

- ① 中小企業の資金需要に対し迅速な保証に努めるとともに、現地調査の実施等により企業の経営

実態や特性を的確に把握することで、適切な保証に努めます。

- ② 中小企業の多様な資金ニーズに対応していくため、新たな保証制度の創設や既存制度の適切な見直しについて検討を行います。また、流動資産を有効活用する「流動資産担保融資保証」、安定した長期資金の調達を支援する「中小企業特定社債保証」を推進し、中小企業の資金調達手段の多様化に対応するとともに、調達コストを抑えられる地方公共団体の制度融資を積極的に推進するなど、ニーズに即した最適な保証制度の提案に努めます。
- ③ 国や地方公共団体による中小企業の生産性向上に資する施策とも呼応し、新たに設備資金に係る保証について保証料率の割引を実施することにより、中小企業の設備投資を側面から後押しします。
- ④ 中小企業の業況等を踏まえつつ、資金繰りの厳しい先に対しては、借換保証による借入の一本化や返済緩和等の条件変更に柔軟に対応するなど、適切な資金繰り支援に努めます。
- ⑤ 経営者保証ガイドラインに沿った経営を行っている中小企業に対しては、金融機関等と連携しながら、経営者の個人保証に依存しない「経営者保証ガイドライン対応保証」を推進します。

(2) 金融機関等と連携した保証利用の推進

- ① 金融機関との協調支援を通じた適切なリスク分担により、借入枠の拡大を図る「ハーモニーサポート保証」や、金融機関との連携・協力により、低コストでの資金調達を可能とする「エクセレント保証」を積極的に推進します。
- ② 新たに金融機関向けに保証推進キャンペーンを展開し、保証料率の引き下げを実施している保証制度のより一層の利用促進を図ります。また、金融機関との連携を強化し、新規先や完済後利用のない先の掘り起こしに取り組むことで、保証利用の増加に繋がります。
- ③ 金融機関別、エリア・店舗別ごとの勉強会等を通じ、保証制度等の周知、推進を図ります。また、支店長との意見交換・情報交換会を開催し、さらなる緊密な関係構築を図るとともに、収集した意見・要望を業務に反映させることで、利便性や顧客満足の向上に繋がります。
- ④ 地方公共団体や商工団体等の関係機関との意見交換、情報交換の会議等の機会を捉え、積極的に保証制度の周知、推進を図ります。また、制度融資や商工団体との提携保証について創設、改善等の協議を進め、より充実した制度とすることで保証利用の促進に繋がります。

(3) 創業者・小規模事業者向け保証の推進

- ① 創業時の金融相談や計画策定のアドバイス等のきめ細やかな支援に取り組みます。また、市町が実施する創業支援事業との連携や商工団体等が主催する創業塾等への参加を通して、保証制度の周知を図ります。
- ② 創業保証については、国や地方公共団体制度を積極的に活用するとともに、金融機関及び支援機関との連携により、創業前の相談から計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを実施し、保証料率の割引措置を講じている「創業等連携サポート制度」の利用促進を図ります。
- ③ 小規模事業者については、負担軽減措置のある地方公共団体制度をはじめ、保証料率の引き下げを継続している「小口零細企業保証」や「特別小口保証」の利用を推進します。
- ④ 経営課題に対する経営相談会や窓口相談、認定支援機関等と連携した経営支援により、小規模事業者の事業の成長と持続的発展を支援します。

(4) 審査機能の向上

- ① 保証業務を通じた実務経験に加え、研修や支援機関主催の各種セミナー等への参加を通して、財務面だけでなく事業性評価ができる人材の育成に努めるとともに、企業訪問や経営者との面談等の実務を通して、企業観察力や目利き能力、相談能力の向上を図ります。
- ② 関係機関との情報交換や外部専門家との協働を通じ、創業や各種経営支援を実施するために必要なスキル、ノウハウの向上を図ります。

- ③ 保証事例等の審査情報について共有するとともに、創業モニタリングの調査結果や早期事故・代位弁済事例等のフィードバックを行うことで、保証審査の適正化や高度化する信用保証実務への対応力の強化を図ります。
- ④ 金融機関から提出される「営業実態調査報告書」や平成27年度に加盟した信用情報機関への照会を通じ、不正利用や保証不適格者の利用の防止に取り組みます。

【期中管理部門】

1.現状認識

金融機関等と連携した返済緩和等の条件変更への柔軟な対応や経営支援の取り組みの効果等により、近時、事故発生や代位弁済は沈静化しているものの、返済緩和等の条件変更は高止まりの状況にあり、今後、事故発生、代位弁済への移行も懸念されることから、こうした返済緩和先に対してのより一層の経営支援、返済の正常化に向けた支援の取組強化が求められています。

このような状況下、経営支援の実効性向上のため企業実態の把握に努め、各企業のライフステージに応じたきめ細やかな経営支援を実施していく必要があります。とりわけ、喫緊の課題である返済緩和先への正常化に向けた支援に対してより積極的に取り組んでいくとともに、延滞先や事故先に対して早期の調整着手や事業継続支援を実施することで、代位弁済の抑制に努めます。さらに、経営・再生支援の実施に際しては、支援機関との連携を強化しながら、各種支援策や保証制度の積極的な活用を図るとともに、再生スキーム等を活用した抜本的な事業再生支援にも取り組む必要があります。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2.具体的な課題

- (1) 企業のライフステージに応じた経営支援
- (2) 返済緩和先に対する正常化支援の強化
- (3) 関係機関と連携した経営・再生支援

3.課題解決のための方策

(1) 企業のライフステージに応じた経営支援

- ① 創業保証を利用した先については、適時モニタリングを実施し、創業計画の達成状況や経営上の問題点を把握したうえで、各支援機関や外部専門家との連携により、事業の安定に向けたフォローアップに取り組みます。
- ② 成長段階にあるなど、販路拡大を目指す先に対しては、当協会が共催するビジネスフェア等によるマッチングや関係機関が主催するビジネスフェア等への出展支援、費用補助等を通じ事業拡大に貢献します。
- ③ 経営改善や事業再生が必要な先については、国や支援機関、当協会が実施する支援事業を有効に活用しつつ、経営改善計画の策定支援、計画策定後のモニタリング等による進捗管理に努めます。また、事業承継が必要な先には、栃木県事業引継ぎ支援センターと連携し、円滑な事業承継を支援します。
- ④ 延滞・事故先については、初動管理を徹底し金融機関と連携しながら正常化に向けた調整を行うなど事業継続支援を実施します。返済の見通しが立たず、金融調整が困難な先については迅速に代位弁済へ移行し、当協会が債権者となることで実情に応じた回収を進めます。

(2) 返済緩和先に対する正常化支援の強化

- ① 経営状況の改善が見込まれる返済緩和先に対しては、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した「経営安定化支援事業」の実施により、経営者に経営改善のための具体的行動の必要性を促し、外部専門家の派遣を通じた経営診断、経営改善計画策定、金融調整を行うなど、返済の正常化に向けた支援に積極的に取り組みます。当該事業の実施にあたっては、職員の増員や支援対象者の拡充、フォローアップの充実など、取り組みの強化を図ります。
- ② 返済の正常化にあたっては、実現可能性のある計画を基に経営の改善や事業の再生に取り組む企業を対象とした「経営改善サポート保証」や「経営力強化保証」、「条件変更改善型借換保証」を活用した資金繰り支援に取り組むとともに、継続的な経営支援に取り組みます。
- ③ 大口の返済緩和先で、金融調整が難しく当面正常化の見通しがたたない先については、重点支援先として、引き続き企業の状況に応じた各種支援策を講じながら継続的な経営支援に取り組みます。

(3) 関係機関と連携した経営・再生支援

- ① 事務局として「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催し、情報の共有化等により地域全体の経営支援のスキル向上に努めます。
- ② 「経営サポート会議」については、個別企業への支援の実施にあたり支援方針の協議・意見交換を行う場として積極的に活用するとともに、国の「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し策定された計画の合意形成の場としても活用を図ります。
- ③ 経営改善計画の策定にあたっては、国の「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」及び当協会が実施している「経営改善計画策定費用補助事業」を有効活用し、中小企業の負担を軽減します。
- ④ 栃木県中小企業診断士会と連携した「外部専門家等活用支援事業」を積極的に推進し、専門家派遣による指導・助言や経営相談会の開催等により中小企業者の経営課題に対しきめ細やかな対応に努めます。
- ⑤ 栃木県中小企業再生支援協議会や再生ファンド運用会社等の支援機関と連携を図りながら、「求償権消滅保証」「DDS」「不等価譲渡」等を活用し、抜本的な事業再生支援に取り組みます。
- ⑥ 栃木県産業振興センター等の各支援機関と情報交換を密にし、各機関が取り組む支援施策を活用することで、企業の抱える多様な経営課題に応じた効果的な経営支援に取り組みます。

【回収部門】

1.現状認識

回収環境は、担保や第三者保証人の無い求償権が累増していることに加え、関係人の破産等の法的整理手続きの増加などもあり、厳しい状況にあります。こうした厳しい環境下にはありますが、協会収支の確保及び保険収支の改善を進めていくためには、回収の最大化・効率化に向けた取り組みは不可欠であり、求償権先の事業継続や再生支援及び保証人の生活再建支援にも配慮しながら取り組んでいく必要があります。

また、平成25年度に発覚した不正事件を踏まえた再発防止策を着実に実施することはもとより、求償権回収業務全般に亘り点検・見直しを実施することで管理事務の充実・強化に努めます。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2.具体的な課題

- (1) 回収の最大化・効率化
- (2) 求償権先の事業継続・再生支援及び生活再建支援の強化
- (3) 管理事務の充実・強化

3.課題解決のための方策

(1) 回収の最大化・効率化

- ① 期中管理部門との連携により、代位弁済前に債務者等の資産状況等を事前取得し、状況に応じて「求償権の事前行使」を効果的に活用します。代位弁済後は速やかに債務者等の実態を把握し、実情に見合った回収方針を決定するとともに、進行管理を徹底します。また、返済について誠意のみられない関係人に対しては、法的措置を講じるなどにより回収促進を図ります。
- ② 定期回収については、入金管理表を活用して入金管理の徹底、延滞等の督促を強化し底上げを図るとともに、コンビニ振替や口座自動振替の利用促進など、回収手段の多様化、利便性の向上に努めることで回収額の増加に繋がります。
- ③ 回収の見込みのない求償権については、適正に管理事務停止及び求償権整理を実施するとともに、無担保案件等の回収については、保証協会債権回収株式会社を有効に活用することで、回収業務の効率化を図ります。

(2) 求償権先の事業継続・再生支援及び生活再建支援の強化

- ① 返済について誠意がみられ、事業を継続している求償権先に対しては、分割返済や任意処分等の調整に努めるなど、事業継続に繋がる回収に取り組みます。
- ② 定期的な回収があり、業績の改善が認められる先については、「求償権消滅保証」の候補先としてリストアップし、当協会から積極的に働きかけるなど、求償権先の事業再生を支援します。
- ③ 保証人から経営者保証ガイドラインに則った債務整理の申し出があった場合には、他の債権者とも連携しながら、同ガイドラインに基づく適切な対応に努めます。
- ④ 返済を継続している保証人に対しては、経済合理性があると判断される場合には、一部弁済による保証債務の免除を適正に実施することで生活再建を支援します。

(3) 管理事務の充実・強化

- ① 回収成功事例や特殊事例等の蓄積・共有化を推進するとともに、顧問弁護士による研修会の実施やOJTによるベテラン職員からの伝承等により、職員の知識や折衝力など回収スキル・ノウハウの向上に努めます。
- ② 不正事件の再発防止策を盛り込み、平成26年度に全面改正を実施した「求償権事務処理要領」及び「管理回収マニュアル」に基づき、適正な管理事務を実施していくとともに、継続的に検証、見直しを行うことで、管理事務の充実・強化に努めます。
- ③ 保証協会債権回収株式会社栃木営業所から四半期毎に「業務実績報告」を受けるなど、当協会の関与を強めることで、委託債権に対する管理の強化を図ります。

【その他間接部門】

1.現状認識

中小企業金融の円滑化を担う公的機関として信用保証協会の使命は大きく、その責任や役割を果たすためには、組織全体のコンプライアンス態勢の一層の強化に加え、職員個々の意識向上が極めて重要となってきます。

また、信用保証協会を取り巻くリスクは多様化、複雑化しており、様々なリスクに対する管理態勢を強化し、組織的に対応していく必要があります。

さらに、経営の合理化や効率化、業務執行を担う職員の育成に努めることで経営基盤の充実を図るとともに、規律ある業務運営に努めながら、経営方針となる経営計画や業務実績などを適時適切に公表することで経営の透明性の維持・確保に努め、地域社会から信頼される信用保証協会を目指す必要があります。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2.具体的な課題

- (1) コンプライアンス態勢のさらなる強化
- (2) リスク管理の徹底
- (3) 経営の透明性の維持・確保
- (4) 人材育成と職員資質の向上
- (5) 経営の合理化・効率化
- (6) 効果的な広報活動の実施

3.課題解決のための方策

(1) コンプライアンス態勢のさらなる強化

- ① コンプライアンスプログラムを計画的に実践し、コンプライアンス委員会や監査等によるフォローアップを実施することで、コンプライアンス態勢の強化を図ります。
- ② 外部講師を招いての研修会、内部研修会を実施することで、職員個々の意識の向上を図ります。また、定期的に職員ヒアリングを実施することで、業務面はもとより日常生活面まで含めた職員の状況把握に努め、コンプライアンスの実現に不可欠である良好なコミュニケーションの形成を図ります。
- ③ 個人データ取扱状況の点検及び監査を実施するとともに、個人情報保護に関する内部研修の実施等継続的な啓蒙活動により個人情報保護態勢の強化を図ります。
- ④ 反社会的勢力等の対応については、関係機関との連携や外部機関を活用し収集したデータの蓄積とその有効活用により徹底的な排除に努めます。

(2) リスク管理の徹底

- ① 市場関連リスクに対しては、低金利の状況下で運用収益が低下する中、資金運用規程に基づく資金運用方針を策定し、これに基づくリスク分散投資を実施するなど安定かつ効率的な資金運用を行います。
- ② 信用リスクに対しては、適切な与信判断及び保証制度の運用に努めるとともに、保証債務残高の定期的なポートフォリオ分析を実施し、月例会議で報告するなど信用リスクの把握及び管理を行います。
- ③ 事務リスクに対しては、情報漏洩や書類紛失の防止策として重要書類等の運搬時におけるGPS端末の携帯を実施するほか、内部規程等に沿った適正かつ正確な事務処理を行うとともに、チェック体制の強化を図ります。
- ④ システムリスクに対しては、ネットワークシステム管理運用規程の見直しを行うなど、さらなるセキュリティの強化に努めるとともに、障害・不具合等の防止に向けた厳格な対応に努めます。また、システム運用にあたっては、保証協会システムセンター株式会社やCOMMONシステム参加協会と連携を図るとともに、サーバー等の老朽化機器の更改を実施し安定稼働に努めます。
- ⑤ 災害時の危機リスクに対しては、役職員の安全確保、経営資源の保全等により一定水準の業務の継続ができるよう求められており、事業継続計画（BCP）が有効に機能するよう関連規程やマニュアル等を適時見直すとともに、定期的な研修や訓練の実施により役職員への周知に努めます。
- ⑥ 接客時等における役職員の安全確保や有事の際の記録のため、執務フロアー及び応接室に監視カメラを設置します。

(3) 経営の透明性の維持・確保

- ① 適切な業務運営を確保するため、事業計画についての内部周知及び執行管理を徹底するとともに、内部監査・検査による監督強化を図ります。また、業務実績やコンプライアンスについて外部評価委員による評価を受けるなど、経営の透明性を高めます。
- ② 経営計画やその実績に係る自己評価及び外部評価委員の評価を公表します。また、業務実績等については、保証月報やホームページ、ディスクロージャー誌の発行等で適時適切に情報開示を行うなど経営の透明性の維持・確保に努めます。
- ③ 全国信用保証協会連合会を中心に議論が進められている「信用保証協会の会計基準の見直し」に対し、適時適切に対応します。

(4) 人材育成と職員資質の向上

- ① 中小企業診断士等の資格取得や通信教育講座の受講を奨励するとともに、全国信用保証協会連合会が主催する各種研修への参加や内部研修の実施により、職員の一層のレベルアップを図ります。
- ② 全国信用保証協会連合会や日本政策金融公庫から講師を招いた研修会を開催し、信用補完制度を取り巻く環境や信用保険に対する知識取得に努めます。
- ③ 外部講師を招いての研修やストレスチェックの実施、衛生委員会の活動等を通じたメンタルヘルスケアへの取り組みにより、職員の健康保持・増進に努めます。

(5) 経営の合理化・効率化

- ① 職員個々が常に問題意識を持って業務の改善・効率化に努めるとともに、他協会視察の実施等により先進的な取組事例の情報を収集し、合理化・効率化に向けた検討を進めます。
- ② 経年劣化が進む永久保存文書のマイクロフィルム化を実施するとともに、保証の原議等について保管方法の見直しの検討を進めます。
- ③ 超低金利の状況下において資金運用収益の確保に努めるとともに、予算執行管理の厳格化等により経費削減を徹底します。また、全職員を対象に決算説明会を開催し、職員のコスト意識の醸成を図ります。

(6) 効果的な広報活動の実施

- ① 平成27年度に全面リニューアルを実施したホームページを有効活用し、情報発信力の強化を図ります。
- ② 新聞等のマスメディアを積極的に活用し、効率的かつ実効性のある広報活動を展開することで、当協会に対する認知度向上及び保証利用の促進に努めます。
- ③ 商工団体等の関係機関と連携し、各団体の発行する広報誌等を活用した保証制度や実施事業の周知により利用促進を図ります。
- ④ 新規事業・保証制度に係るリーフレット等の作成や制度改正、業務変更を踏まえた各種手引き・マニュアル等の見直しを適宜行い、関係機関への配布等を通じて信用保証の実務、信用保証制度の周知を図ります。

■ 主要業務数値の見通し

平成28年度の主要業務数値(計画)は、以下の通りです。

(単位:億円、%)

	金 額	前年度実績比
保 証 承 諾	1,500	103.3
保 証 債 務 残 高	3,715	94.5
代 位 弁 済	65	100.5
回 収	16.5	119.6

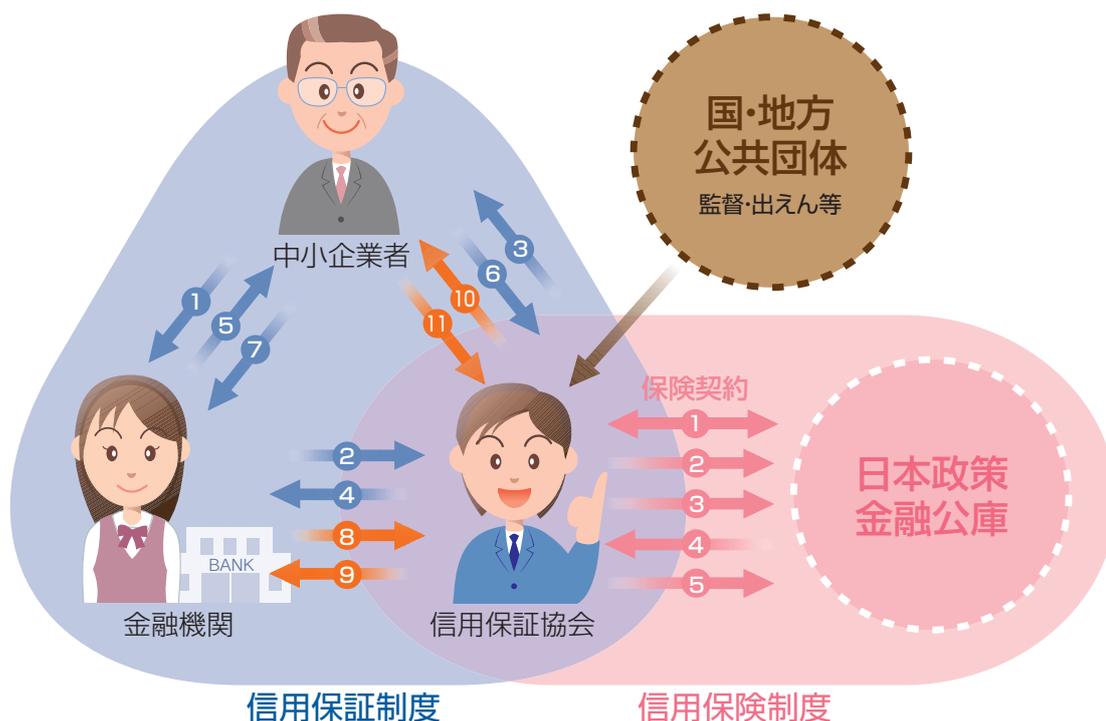
信用保証業務

信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、「信用保証制度」と「信用保険制度」から成り立っています。

「信用保証制度」は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者で、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に信用保証協会が公的な保証人となることで資金調達を容易にし、中小企業者の資金繰りを円滑にすることを目的としています。

「信用保険制度」は、日本政策金融公庫、信用保証協会の二者が基本的な当事者で、信用保証協会の信用保証業務に伴うリスクを保険によってカバーし、「信用保証制度」の機能が十分に発揮されることを目的としています。



信用保証制度

- ① 中小企業者は金融機関に信用保証付借入を申込みます。
- ② 金融機関は中小企業者の調査及び審査を行います。その結果、信用保証付融資が適当と判断した時は、信用保証協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 信用保証協会は中小企業者の信用調査を行います。
- ④ 信用保証協会は信用調査の結果、信用保証が適当と判断した時は、金融機関に対し信用保証書を交付します。
- ⑤ 金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑥ 中小企業者は信用保証協会に所定の信用保証料を支払います。なお、支払いは金融機関経由となります。
- ⑦ 中小企業者は借入条件に従って借入金を返済します。

〈事故(借入金の返済不履行など)の場合〉

- ⑧ 中小企業者が何らかの事情により借入金の返済が出来ないなどの事態に陥った時は、金融機関と信用保証協会とで調整を進めます。両者で協議の上、金融機関は代位弁済の請求をします。
- ⑨ 信用保証協会は代位弁済の請求に基づき金融機関に代位弁済を行います。
- ⑩ 信用保証協会は代位弁済によって中小企業者に対する求償権(債権)を取得します。
- ⑪ 中小企業者は信用保証協会に対し求償債務を弁済します。

信用保険制度

- ① 信用保証協会が信用保証書を発行し、金融機関から中小企業者に対して融資が実行されると、原則として中小企業者の資格、融資金の用途、保証金額等一定の要件を備える信用保証は全て日本政策金融公庫の信用保険が掛かる仕組みとなっています。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に対し、信用保険の種類に応じ定められた信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済した時は、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済元金の70～90%(この率を保険填補率という。)を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は保険金受領後に中小企業者から回収した弁済金の一部を、保険填補率に応じて日本政策金融公庫へ回収の都度納付します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける方

信用保証協会をご利用いただける方は、所在地、業種、企業規模、許認可等などにおいて、一定の要件を満たしている方です。

■所在地

栃木県内で事業を営んでいる方、または営むための具体的な計画がある方がご利用いただけます。

[個人] 栃木県内に住居または事業所がある [法人] 栃木県内に事業所がある

■業種

商工業のほぼすべての業種でご利用いただけます。

ただし、農林漁業、金融・保険業、性風俗関連特殊営業など、ご利用いただけない業種もあります。

■企業規模

個人または特定非営利活動法人（NPO法人）で事業を営む方は常時使用する従業員数が、会社または各士業の法人で事業を営む方は資本金（資本の額または出資の総額）または常時使用する従業員数が次の表に該当する方がご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員数
建設業、製造業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(※) (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業(※)	3億円以下	300人以下
旅館業(※)	5,000万円以下	200人以下

(※)政令特別業種については、資本金または常時使用する従業員数が異なります。(ただし、NPO法人を除く。)

医業を主たる事業とする方のうち、医療法人、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人で事業を営む方は出資の総額の制限はなく、常時使用する従業員数が300人以下の方が、個人で事業を営む方は常時使用する従業員数が100人以下の方がご利用いただけます。

なお、組合で事業を営む方は出資の総額、常時使用する従業員数いずれの規制もありません。

■許認可等

事業を営むうえで必要な許認可等を取得している方がご利用いただけます。信用保証協会では、特に確認が必要と認められる業種を営む方について、許認可等の確認をしています。

対象資金

信用保証協会をご利用いただきお借り入れできる資金は、事業を営むうえで必要な「運転資金(借換資金を含む)」と「設備資金」のみです。

そのため、生活資金、住宅資金、転貸資金、投機資金などのお借り入れにはご利用いただけません。

保証人と担保

信用保証協会をご利用いただく際は、原則として法人代表以外の保証人は不要です。ただし、担保(不動産など)は、必要に応じて提供していただきます。

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会をご利用していただくうえで中小企業者にお支払いいただく唯一の費用で、借入金額、保証期間、保証料率、返済方法などにより算出されます。

保証料率は、中小企業者が保証のお申し込みをする時期の直近申告書(決算書)により区分が決定され、さらにご利用になる制度によって以下の表のとおり変動します。ただし、区分に関係なく定率の保証料率となる制度もあります。また、一定の会計基準を満たした方や担保を活用したお借り入れの際に保証料が割引きとなる場合もあります。

■責任共有対象保証料率

(単位:%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450
当座貸越・事業者カードローン	1.620	1.490	1.320	1.150	0.980	0.850	0.680	0.510	0.390
県制度	1.400	1.250	1.100	0.950	0.900	0.850	0.800	0.600	0.450
市町村特別保証制度	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	0.900	0.720	0.540	0.405
無担保当貸5000	1.600	1.450	1.300	1.150	0.950	0.800	0.600	0.450	0.350
手形割引根保証	1.520	1.390	1.220	1.050	0.880	0.750	0.580	0.410	0.290

■責任共有対象外保証料率

(単位:%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	2.200	2.000	1.800	1.600	1.350	1.100	0.900	0.700	0.500
県制度	1.600	1.450	1.300	1.150	1.050	1.000	0.900	0.700	0.500
市町村特別保証制度	1.980	1.800	1.620	1.440	1.215	0.990	0.810	0.630	0.450

ご利用の流れ

「信用保証委託申込書」、「信用保証委託契約書」、「個人情報の取扱いに関する同意書」に必要事項をご記入のうえ、申告書(決算書)などの必要書類を添えて金融機関にお申し込みください。

ご相談 お申し込み

- 信用保証協会またはお借り入れを希望する金融機関にご相談のうえ、必要書類を金融機関に提出してお申し込みください。

信用調査

- 信用保証協会では申込人の信用調査を行い、保証の可否を決めます。
※審査によりご希望に添えない場合があります。
また、信用保証協会とは別に金融機関の審査もあります。

ご融資

- 金融機関と契約を取り交わし、ご融資の実行となります。
※融資実行時に信用保証料をお支払いいただきます。

ご返済

- 金融機関との契約内容に従い金融機関へご返済ください。

主な保証制度

■全国統一保証制度

※貸付利率は、全ての制度において金融機関所定となります。

保証制度名	対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
一般保証	県内に事業所を有し、事業を営んでいる方 (個人で県内に住居がある方を含む) ※設備資金について、保証料率の引き引き実施中(平成29年3月31日(当協会申込受付分)まで)	2億8,000万円	運転・借換 10年以内 設備 20年以内	0.45%~1.90% [割引対象料率] 0.405%~ 1.710%
セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	取引先の倒産や事業活動の制限、災害、取引先金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じており、市町村長からセーフティネット保証に係る認定書の発行を受けた方	【1~5号、7、8号要件】 2億8,000万円 【6号要件】 3億8,000万円	運転・借換 10年以内 設備 20年以内	【1~6号要件】 0.80% 【7、8号要件】 0.70%
創業等関連保証	創業または分社化をお考えの方 (創業後間もない方を含む)	1,500万円	運転・設備 10年以内	0.80% [創業等連携サポート制度併用時] 0.60%
創業関連保証	創業または分社化をお考えの方 (創業後間もない方を含む)	1,000万円 [支援創業関連保証] 1,500万円	運転・設備 10年以内	0.80% [創業等連携サポート制度併用時] 0.60%
小口零細企業保証	常時使用する従業員が20人(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人)以下で、新規借入を含めた保証付借入の残高が1,250万円以内の方 ※保証料率の引き下げ実施中(平成30年3月30日(当協会申込受付分)まで)	1,250万円	運転・借換・設備 10年以内	0.50%~2.20% [引き下げ期間中] 0.40%~2.10%
流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権(電子記録債権含む)または棚卸資産を担保として有効活用したい方	2億円	運転・設備 【根保証】1年 【個別】1年以内	0.68%
事業者カードローン根保証	借入限度内で借入入れを反復して行いたい方	2,000万円 ※最低保証額100万円	運転設備 1年または2年	0.39%~1.62%
当座貸越根保証	借入限度内で借入入れを反復して行いたい方	2億8,000万円 ※最低保証額100万円	運転設備 1年または2年	0.39%~1.62%
中小企業特定社債保証	社債を発行し資金を調達したい方 ※設備資金について、保証料率の引き引き実施中(平成29年3月31日(当協会申込受付分)まで)	4億5,000万円	運転・設備 7年以内	0.45%~1.90% [割引対象料率] 0.405%~ 1.710%
経営者保証ガイドライン対応保証	「経営者保証に関するガイドライン」において求められている対応を講じており、自社の経営力のみで資金を調達したい方 ※設備資金について、保証料率の引き引き実施中(平成29年3月31日(当協会申込受付分)まで)	2億8,000万円	運転・借換 3年以内 設備 5年以内	0.45%~1.90% [割引対象料率] 0.405%~ 1.710%
長期経営資金保証	長期の資金を調達したい方	2億円 ※最低保証額2,000万円	運転 15年以内 設備 20年以内	0.45%~1.90%
予約保証	将来必要になる資金に備えておきたい方	2,000万円	運転・設備 5年以内	0.60%~2.20%
借換保証	既往保証付借入を借り換えることで、返済負担を軽減させたい方	2億8,000万円	借換(真水部分での運転・設備含む) 10年以内	0.45%~1.90%

保証制度名	対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
条件変更改善型 借換保証	既往保証付借入について返済条件の緩和を行っており、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ自らが策定した事業計画を基に、既往保証付借入を借り換えることで、返済負担を軽減させたい方	2億8,000万円	借換（真水部分での運転・設備含む） 15年以内	0.45%～1.90%
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ自らが策定した事業計画を基に、経営の改善に取り組む方	2億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 借換 10年以内	0.45%～2.00%
経営改善サポート 保証（事業再生計画 実施関連保証）	債権者間の合意が取れている計画を基に、事業の再生に取り組む方	2億8,000万円	運転・借換・設備 15年以内	0.70%または 0.80%
災害関係保証	東日本大震災により直接被害を受け、市町村長から罹災証明書の発行を受けた方	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 20年以内	0.70%
東日本大震災復興 緊急保証	東日本大震災による影響を受け、市町村長から罹災証明書または東日本大震災に係る認定書の発行を受けた方	2億8,000万円	運転・借換・設備 10年以内	0.70%

栃木県信用保証協会独自の保証制度

※貸付利率は、エクセレント保証を除く全ての制度において金融機関所定となります。

保証制度名	対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
ハーモニーサポート 保証	保証付借入と同時に当協会の保証を付さない（金融機関プロパー）借入をすることで、借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 20年以内	0.405%～ 1.710%
エクセレント保証	財務内容が良好な方	1億円	運転・設備 5年以内	0.30%～0.65% ※貸付利率1.00%以下
ランクアップ保証	既往保証付借入について返済条件の緩和を行っており、事業計画に基づき経営の改善に取り組んでいる方	【A資金】 既往保証付借入残高 【B資金】 8,000万円	【A資金】 運転・借換 【B資金】 運転・設備 10年以内	0.45%～1.90%
無担保当貸5000 保証	借入限度内で借り入れを反復して行いたい方	5,000万円 ※最低保証額1,000万円	運転 1年または2年	0.35%～1.60%
商工いきいき特別 保証	商工団体の経営指導及び推薦を受けた方 ※設備資金について、保証料率の割引引き実施中（平成29年3月31日（当協会申込受付分）まで）	500万円	運転・借換・設備 10年以内	0.45%～1.90% [割引対象料率] 0.405%～ 1.710%
割引根保証	割引限度内で手形及び電子記録債権の割引を反復して行いたい方	2億8,000万円	運転 1年	0.29%～1.52%

県・市町の制度融資

栃木県及び県内25市町には、中小企業者の借入負担が軽減されるよう、さまざまな制度融資をご用意されています。

さまざまな資金ニーズに応じた制度融資

創業する方、小規模事業者の方、経営の安定を図りたい方など、さまざまな資金ニーズに応じた制度融資をご用意されています。

低率で固定の借入利率

お借り入れする期間を通して低率の固定金利が適用されるため、金利の支払負担が軽減されます。

低率な保証料率

県・市町村融資制度には、制度融資を利用しない場合(基準保証料率)よりも低い保証料率が適用されるため、信用保証料の支払負担が軽減されます。

創業等連携サポート制度

創業等連携サポート制度は、創業または分社化を目指す方を地域の支援機関と当協会が連携し、事業の成長を支援することを目的に創設した制度です。

本制度では、創業等に関するご相談から計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを行います。

さらに、当協会からの支援として、本制度をご利用される方の保証料率を0.2%引き下げ(引下後保証料率0.6%)しています。

経営改善計画策定費用補助事業

国が実施している「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用し、経営改善計画を策定した際に要した費用のうち、国の補助の対象(費用の2/3かつ上限200万円)とならず自己負担となった費用の一部について補助(上限20万円)しています。

外部専門家等活用支援事業(個別指導)

当協会をご利用中で経営改善の意欲がある中小企業者が早期に経営課題の改善を進められるよう、豊富な経験と知識を有する専門家を当協会の費用負担(原則上限5回)で派遣しています。

経営相談会・各種相談窓口

県内の中小企業者の経営に関するご相談、創業をお考えの方からのご相談をお受けするため、経営相談会を定期的に開催しています。

経営相談会では、外部の中小企業診断士や当協会の職員が、創業・新事業に関するご相談から、保証利用、資金繰り及び経営改善に関するご相談をお受けします。

また、各種相談窓口も設置しています。

なお、いずれの相談も無料です。

責任共有制度

制度の目的

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的としています。(平成19年10月1日導入)

保証割合

〔導入前〕

原則100%保証



〔導入後〕

信用保証協会80%
金融機関 20%

※ただし、対象除外となる保証制度もあります。

制度の概要

金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。いずれの方式においても金融機関の負担割合(20%)は同等です。

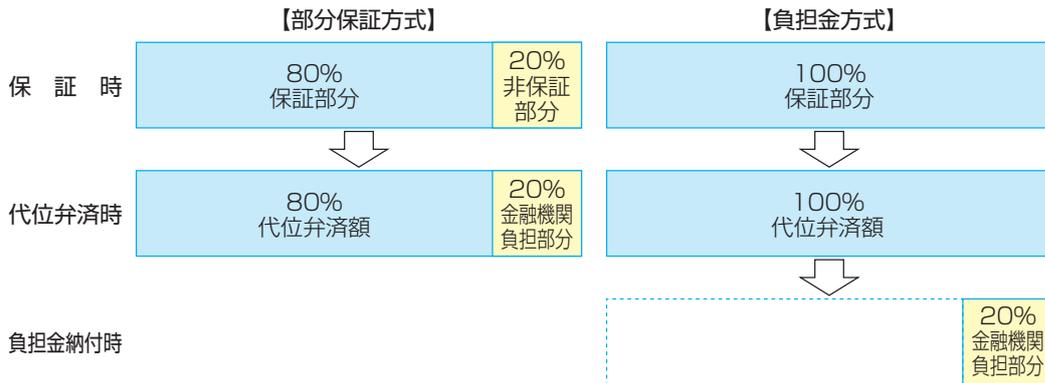
【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

【負担金方式】

金融機関の信用保証協会利用実績に応じた一定の負担金を金融機関が信用保証協会に納付する方式

(金融機関の負担部分イメージ図)



対象除外となる保証制度(平成28年9月1日現在)

- 経営安定関連保証(1~6号に限る。)
- 災害関係保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- 創業関連(支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む。)及び創業等関連保証
- 特別小口保証(※1)
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- 経営力強化保証(※2)
- 経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)(※2)

(※1) 特定非営利活動法人(NPO法人)がご利用になる場合は、責任共有制度の対象となります。

(※2) 責任共有制度外の既保証(100%保証)を同額以内で借り換える場合に限りです。

コンプライアンス

■コンプライアンス態勢

当協会では、「信用保証協会倫理憲章」を基に、「コンプライアンス行動基準」を策定し、コンプライアンスの着実な実施に取り組んでいます。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

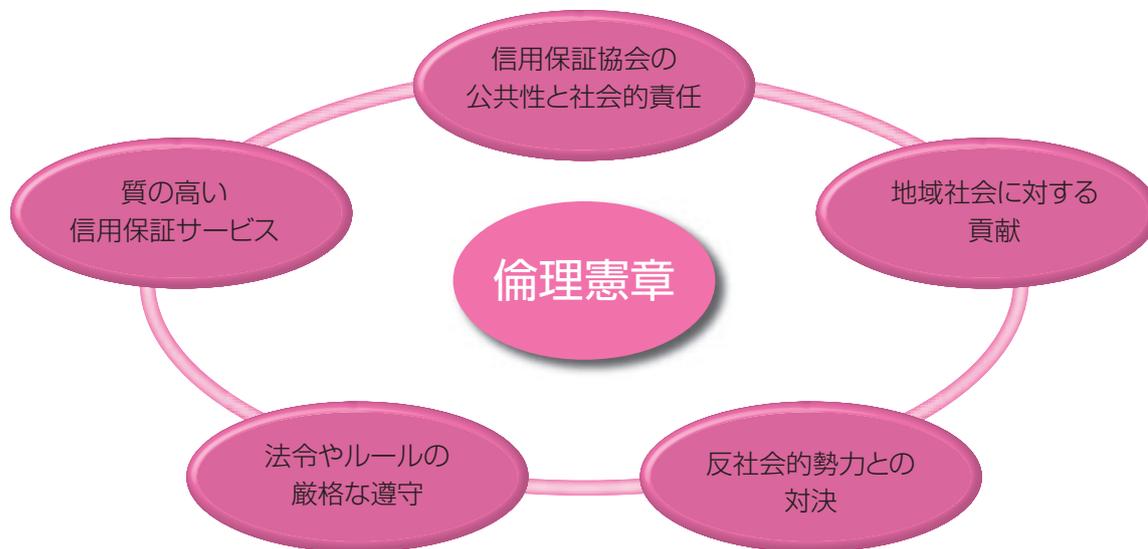
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

5. 地域社会に対する貢献

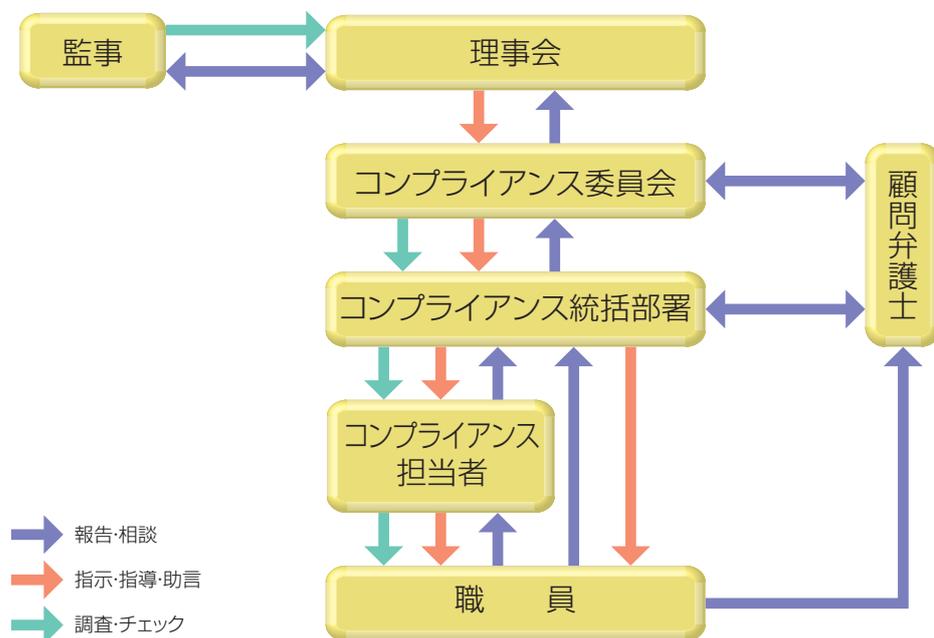
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



コンプライアンス行動基準

- 法令・ルールの遵守
- 守秘義務の履行
- 公私の別の厳守
- 不正な利益供与・収受の禁止
- 反社会的勢力への対応
- 秩序の維持
- 報告・連絡・相談の励行
- 顧客への対応
- 違反行為の報告

コンプライアンス体制図



「反社会的勢力の排除」への取り組み

当協会では、「反社会的勢力の排除」に努めています。その姿勢を明確にするため、信用保証協会倫理憲章で「反社会的勢力との対決」を宣誓しているほか、平成21年7月から信用保証委託契約書に「暴力団等の反社会的勢力排除条項」を導入しました。また、関係機関との連携をより強固なものとし「反社会的勢力の排除」に取り組んでいます。

当協会は、引き続き「反社会的勢力の排除」への取り組みを推進していきます。

次のいずれかに該当する者、その他これらに準ずる者は保証の対象となりません。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④暴力団準構成員
- ⑤暴力団関係企業
- ⑥総会屋等
- ⑦社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑧暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑨暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑩自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑪暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑫役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

個人情報保護宣言

栃木県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報の取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについては以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ずに第三者への提供・開示はいたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務運営の確保及びその他必要と認められる目的以外には使用いたしません。
- ・個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には、適正な取扱いを確保するための契約の締結、実施状況の点検等を行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・削除・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【お問い合わせ窓口】

〒320-8618 栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号 栃木県産業会館5階
栃木県信用保証協会 総務部総務課
TEL 028-635-2121 FAX 028-632-0917



本所

〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

お問い合わせ

総務課 / 企画課 TEL.028-635-2121
保証一課 TEL.028-635-8883
保証二課 TEL.028-635-8884
保証三課 TEL.028-635-8886
企業支援課 TEL.028-635-8881
TEL.028-635-2195
管理課・管理事務課 TEL.028-635-2122
代位弁済課 TEL.028-635-8885

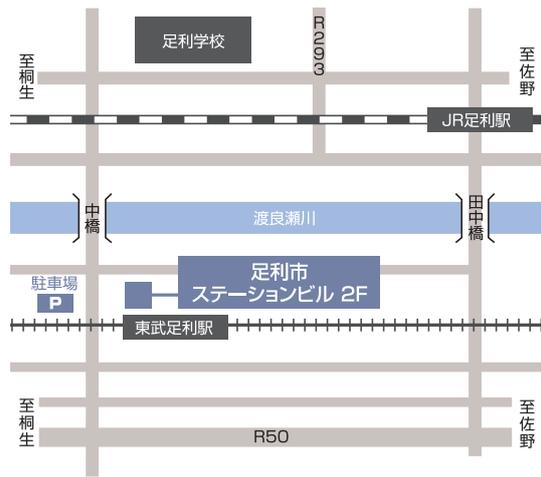


足利支所

〒326-0821 足利市南町4254番地1
足利市ステーションビル

お問い合わせ

業 務 課 TEL.0284-70-6339



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会



<http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



この印刷物は「環境にやさしく」をモットーに「大豆油インキ」、「古紙配合率100%再生紙」、「E3PAのゴールドプラス基準」に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています。E3PA:環境保護印刷推進協議会